

「各部の運営方針と目標」の達成状況

平成 20 年度

- 1 企 画 部
- 2 総 務 部
- 3 市 民 部
- 4 生活環境部
- 5 健康福祉部
- 6 都市整備部
- 7 水 道 部
- 8 教育委員会

「各部の運営方針と目標」は、部の使命・目標に関する認識、職員数、予算規模等の部の経営資源、部の実施方針及び個別事業の目標等で構成されています。本章では、平成 20 年度の「各部の運営方針と目標」の達成状況として、個別事業とその目標の実績について掲載しています。

企画部の 「運営方針と目標」の達成状況

企画部長 城所 吉次
企画部調整担当部長兼都市再生担当部長 河野 康之
企画部ユビキタス・コミュニティ推進担当部長 後藤 省二

企画経営室

財政課

秘書広報課

情報推進室

1 部の使命・目標に関する認識

部の使命・目標

市民のニーズや社会の変化に対応した計画等の策定により、市のビジョンや運営方針を市民に明らかにするとともに、効率的な市政運営と健全な財政運営を目指した自治体経営の確立を図ります。

開かれた行政を目指して市政情報の積極的な提供を行い、市民ニーズや市の実勢に関する調査と情報提供を通して庁内の効果的な政策形成への支援を図ります。

ユビキタス・コミュニティの推進に取り組むとともに、庁内情報の適切なマネジメントを確立します。

各課の役割

企画部は、企画経営室、財政課、秘書広報課及び情報推進室の4課で構成され、基本構想・第3次基本計画(第2次改定)に掲げる理念を実現するためのスタッフ部門として機能するため、

政策立案、財政(予算・決算)、行政評価、行政改革、行政事務の情報化、地域情報政策、秘書・広報、男女平等参画・平和・国際化施策、統計調査、全体調整を推進する役割を担っています。

また、個別計画の策定や財政、情報施策、広報などを各部で実施する際の支援業務も行っています。

2 部の経営資源(平成20年4月1日現在)

職員数

職員数

企画部職員 44人

職員比率(正規職員)

企画部 44人 / 市職員 1,047人

職員比率 約 4.2%

予算規模

予算規模

平成20年度企画部予算額

一般会計 10,188,959,000円

そのうち特別会計への繰出金、起債の償還費及び予備費を除く事業費

一般会計 1,391,481,000円

実施方針

計画後期において市が取り組む戦略課題の推進

第3次基本計画(第2次改定)及び行財政改革アクションプラン 2010 等に基づき、計画期間の後期において、市が戦略的・重点的に取り組むこととした政策課題の推進を図ります。

自治基本条例の定着と自治の推進

自治基本条例の普及・啓発に取り組むとともに、パブリックコメント制度や市民会議・審議会等の会議の公開の制度など、同条例に基づく自治の仕組みの円滑な運用を図ります。

都市更新・再生プロジェクトの推進

都市再生推進本部を中心に、学校、コミュニティ・センター及び保育園等公共施設について、耐震性の確保をはじめとした計画的な整備・再配置の推進など、環境保全や経済性にも配慮した都市構造・都市空間の「更新・再生」に向けた着実な取り組みを進めます。

地方分権の推進と創造的自治体経営の確立

「三位一体の改革」による税財政制度を中心とした政府間関係の改革において、税源移譲等

による財政基盤の確立を基礎とした地方分権の推進が図られるよう積極的な取り組みを行うとともに、行政評価を始めとしたマネジメント・システムによる改革を図り、創造的な自治体経営の確立に向けた取り組みを進めます。

三鷹ネットワーク大学事業を核とした民学産公の協働によるまちづくりの推進

指定管理者であるNPO法人三鷹ネットワーク大学推進機構との連携の中から、市民、教育・研究機関、事業者及び公共団体等との協働の取り組みを通じて、教育・研究機関等の知的資源を地域社会に提供することにより、多様な人材を育成するとともに、活力があり、豊かで安心できる市民生活を実現します。

ユビキタス・コミュニティ推進基本方針に基づく取り組みの展開

情報通信技術の活用による、くらしの豊かさ、便利さ、楽しさを実感できる地域社会の実現を目指して策定された「三鷹市ユビキタス・コミュニティ推進基本方針」に基づき、その2年次目としての具体的な事業展開を図ります。

個別事業とその目標

(個別事業の掲載は、重点課題順となっています。)

1 都市再生に向けたビジョンの策定・推進(企画経営室)「施政方針」掲載事業

公共施設の計画的な維持・保全を行うファシリティ・マネジメントと都市再生の総合的な推進を図るため、平成 19 年度に策定した「三鷹市におけるファシリティ・マネジメントの基本的方向」に基づき具体的な検討を行い、「都市再生に向けたビジョン」として今後の公共施設の再配置等の

あり方に関する基本方針を策定・推進するとともに、三鷹市都市再生推進本部を中心に、都市再生に向けた個別の取り組みを推進します。

(目標指標:「都市再生に向けたビジョン」として今後の公共施設の再配置等のあり方に関する基本方針の策定を進めるとともに、三鷹市都市再生推進本部を中心に、都市再生に向けた個別の取り組みを推進します。)

達成状況

東京多摩青果株式会社が所有する三鷹市場跡地を含めた市民センター周辺地区における事業スキーム等の検討を踏まえ、公共施設の整備・再配置等に関する基本方針となる「都市再生ビジョン」を策定しました。また、庁内での情報の共有化を図る観点から、「市民センター周辺地区再生推進チーム」を設置し、事業化の可能性について多角的な検討を行いました。

当初の「都市再生に向けたビジョン」から「都市再生ビジョン」へ名称を変更しました。

2 ユビキタス・コミュニティ推進基本方針に基づく事業の推進(情報推進室)

「施政方針」掲載事業

情報通信技術(ICT)を活用し、市民がくらしの豊かさ、便利さ、楽しさを実感できる地域社会の実現を目指した「ユビキタス・コミュニティ推進基本方針」に基づく2年次目の取り組みとして、前年度に開発・運用開始した「親子安心システム」、「地域SNS」などの運用を継続するとともに、ナレッジネットワーク(みたかWiki・みたか教えてネット)のコンテンツの内容充実を図ります。

また、「協働コールセンター」の検討と開発に取り組めます。

(目標指標:「協働コールセンター」の検討・開発等、三鷹市ユビキタス・コミュニティ推進事業を拡大します。)

達成状況

親子安心システムについては、保護者から一定の評価を得ることができました。しかし、児童の学校への携帯電話持ち込みが原則禁止されたことにより、本システムの利用拡大を達成することができませんでした。

地域SNSについては、順調に運営され、利用者も増加しています。

協働コールセンターについては、運営コストや効果等について検討した結果、コールセンター構築の方針を見直し、コールセンターの中核であるFAQ(よくある質問と回答)システムの構築

を目指すこととしました。これにより、低コストで、市民サービスの向上を図ることが可能となりました。

3 第3次基本計画(第2次改定)と行財政改革アクションプラン2010の推進

(企画経営室)「施政方針」掲載事業

第3次基本計画(第2次改定)を計画的に推進するとともに行財政改革アクションプラン2010に掲げる課題を着実に実行します。選択と集中により限られた経営資源を最大限活かしていくとともに、達成状況の把握に努め、プロジェクトチームの設置等を行いながら計画期間内の目標達成を目指します。

また、第4次基本計画(仮称)策定に向けた調査検討に着手します。

(目標指標:第3次基本計画(第2次改定)及び行財政改革アクションプラン2010の着実な推進を図ります。また、第3次基本計画(第2次改定)の内容を周知するため、広報特集号の発行及び冊子作成を行うほか、第4次基本計画(仮称)策定に向けた市民参加のあり方等について調査検討を開始します。)

達成状況

広報特集号の発行及び計画冊子の作成により、第3次基本計画(第2次改定)の内容の周知に努めました。第3次基本計画(第2次改定)及び行財政改革アクションプラン2010については、概ね計画どおりに進捗しています。

次年度以降は第4次基本計画の策定に向け、庁内に検討チームを設置して長期政策等の研究を行うとともに、新たな行財政改革推進計画の策定に向けて取り組んでいきます。

4 ホームページのリニューアル

(秘書広報課)「施政方針」掲載事業

市民への生活情報の提供ツールとして、ホームページが重要な位置を占めていますが、現在の市のホームページは、平成15年7月のリニュー

ーアルから5年近くが経過しています。そのため、レイアウトや階層構造などを全般的に見直し、平成 19 年度に作成した基本方針に基づく全面的なリニューアルを行います。市民にとって使いやすいホームページとすることにより、一層のアクセシビリティの向上を図ります。

(目標指標:平成 19 年度に作成した基本方針に基づき、リニューアルを行います。)

達成状況

平成 19 年度に策定したリニューアルの基本方針等に基づき、事業者プロポーザルを実施のうえ選定した事業者と開発に取り組みました。今回のリニューアルの大きな目標として、誰もが迅速かつ確実に必要な情報を得られるホームページにすること、三鷹市に関する情報や地域イメージを広く全国に発信すること、を掲げてリニューアルを実施しました。また、ホームページを作成・管理するシステム(コンテンツ・マネジメント・システム=CMS)の機能向上も図り、職員がページを作成する際の利便性も向上させ、3月3日にリニューアルオープンしました。リニューアル後のユーザー評価は今後、分析を進めますが、リニューアルの効果を測定する一つの指標であるアクセス件数は、3月3日から31日までの間に約13万件を数え、リニューアル前と比較してより多くの方々に利用されています。

5 「三鷹子ども憲章」の制定及び普及・啓発(企画経営室)

「施政方針」掲載事業

子どもたちが健やかに成長するためのまちの目標として「三鷹子ども憲章」を制定します。憲章の制定後は普及・啓発に努めるとともに、憲章をわかりやすく解説したパンフレットを作成し、市内の小・中学生に配布します。

(目標指標:「三鷹子ども憲章」を制定し、普及・啓発のためのパンフレットを作成、配布します。)

達成状況

平成 20 年6月議会において「三鷹子ども憲章」が議決されました。

制定後の取り組みとして、憲章のコンセプトである子どもたちが口ずさみやすく親しみやすさを活かすことが大切と考え、いつでもどこでも目にすることができるようにランドセルのポケットや生徒手帳にしまえる大きさのカードを作成して市内の小・中学校を通じて児童・生徒に配布しました。

また全文を掲載したポスターも作成し、保育園や学童保育所を始め、図書館や市政窓口など市内の公共施設に掲出するとともに、カードについても自由に持ち帰ることができるようにするなど、児童生徒だけでなくその保護者等大人の目にも触れる機会の創出に努めました。

6 出版社との協働による「三鷹の魅力」の全国発信(秘書広報課)

「施政方針」掲載事業

三鷹のまちの魅力をさまざまな角度から発見するグラフ誌を出版社との協働で発行し、出版社の販路を活用して全国の書店で販売します。これにより、三鷹市の魅力を全国に発信するとともに、市民の地域への関心と愛着の深化を図ります。

(目標指標:30,000部発行するとともに、このうち25,000部について出版社の販路を通じ、全国の書店で販売していきます。)

達成状況

都市出版株式会社が発行する月刊『東京人』の持つ特色・性格が、今回の取り組みの趣旨に沿うものと考え、同誌編集部と協働で発行することとしました。そして、特集のテーマは、2008年が作家・太宰治没後60年にあたることから、1939年に三鷹村(当時)に転居して以来、玉川上水に身を投じて亡くなった1948年までの約9年間を過ごし、数多くの作品を書き残した三鷹という土地と作家とのかかわりに焦点を当て、「三鷹に生きた太宰治」と題し、3万冊発行しました(うち書店販売は2万5千冊)。

11月10日に書店や太宰治文学サロンでの販売を始めましたが、発売直後から追加注文が入るほど好評で、3月末で2万冊を超える販売実績

を挙げるとともに、読者の反応もよく、書店での販売を通じて三鷹市の魅力を全国に発信するという所期の目的は概ね達成できました。

7 男女平等参画の推進(企画経営室)

男女平等参画社会の実現を目指し、三鷹市男女平等参画条例、三鷹市男女平等行動計画に基づき、男女平等参画施策を推進します。男女平等参画相談員制度の活用に向けたPRを行い、啓発誌の発行やパネル展示、みたか市民フォーラムなどの啓発事業を実施するとともに、男女平等参画審議会を開催し、施策への意見反映に努めます。

(目標指標:男女平等参画社会実現を目指し、男女平等参画条例、男女平等行動計画に基づき、男女平等参画施策を推進します。)

達成状況

「三鷹市男女平等参画審議会」については、平成20年度に3回開催し、平成19年度の三鷹市男女平等行動計画の推進状況を報告・説明し、意見・提案をいただきました。また「三鷹市男女平等参画相談員」制度については、広報及び男女平等啓発誌「コーヒー入れて!」による周知を行い、相談実績は1件でした。

市民団体(三鷹市女性問題懇談会)との協働事業としては、「男女共同参画週間パネル展」(6月23日~27日)と、「みたか市民フォーラム」(1月24日)を開催しました。この「みたか市民フォーラム」は企画段階から実施に至るまで協働で取り組んできた事業で、平成20年度は講演会と映画上映を実施し、参加者数は延べ240名でした。男女平等の啓発については、啓発誌「コーヒー入れて!」を市民編集委員及び三鷹市女性問題懇談会の編集協力のもと、年3回(8月、12月、3月)、各回8,000部発行し、市内外の関係機関等を中心に配布しました。

8 三鷹ネットワーク大学事業の充実に向けた協働の推進(企画経営室)

「施政方針」掲載事業

指定管理者であるNPO法人三鷹ネットワーク大学推進機構との協働により、ネットワーク大学のさらなる活用に向けた取り組みを推進します。平成20年度は、まちづくり総合研究所事業としての人材育成の取り組みや、市の政策課題等の研究会活動を充実させるとともに、地域再生計画(科学技術と科学文化を活かしたまちづくり・ひとづくりプロジェクト)の推進等にも取り組みます。

また、講座開催に関しては、講座運営支援システムの基礎データなどを活用し、顧客の傾向などから効率的・重点的な広報活動を実施するとともに、受講者に対する新サービス(受講実績に応じた受講料の割引等)を検討・実施することによって、新規顧客の開拓と、顧客の満足度向上を目指します。寄附講座、協働研究事業を通じて、賛助会員との協働の取り組みを更に充実します。

(目標指標:まちづくり総合研究所事業としての人材育成や研究会活動の取り組みを充実させるとともに、地域再生計画を推進します。寄附講座や協働研究事業を通じて、三鷹ネットワーク大学推進機構との協働を進めます。)

達成状況

まちづくり総合研究所事業として、三鷹ネットワーク大学推進機構が法政大学、内閣府と連携し、「地域の雇用創出と観光・文化振興」をテーマとした「地域再生システム論」に、市若手職員の参加の機会を作ったほか、「SOHO CITYみたか構想」の見直し・推進についての研究会に取り組みました。そのほか、地域再生計画に係る内閣府事業を受託し、国立天文台と協働して、地域再生計画の推進を図りました。

「教育・学習」機能としては、コミュニティ・カレッジ事業関係等で125講座571コマを実施し、受講生は延べ7,404人となったほか、企業・自治体研修事業として市と協働で実施した市職員向

け研修では7講座 48 コマ、受講者 440 人となりました。

「研究・開発」機能では、経済産業省からの受託により、産学連携による人財育成事業に取り組んだほか、東京都の提案公募型資金も活用しつつ、「民学産公」協働研究事業を実施しました。

「窓口・ネットワーク」機能では、平成 19 年度に整備したeラーニングの運用を開始しました。

この他、受講者への新しいサービスとして、太宰治顕彰事業とも連携し、「太宰を読む百夜百冊」講座でのスタンプサービスを開始しました。

9 情報セキュリティマネジメントシステムの運用部署の拡大(情報推進室)

「施政方針」掲載事業

市が業務を行う上で電子データ及び書類として保有する全ての情報を対象として、その適切な管理を実施するため、平成 15 年度から情報推進室及び市民課の業務で整備を開始し、第三者による認証を取得して以後、市民税課、資産税課、納税課、保険課、政策法務課、管財課(現・契約管理課)へと順次その認証範囲を拡大し、現在は市内8課で認証を取得し、運用が継続されている情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)について、その対象部署を教育委員会事務局の3課(総務課、学務課及び指導室)へと拡大します。

(目標指標:情報セキュリティマネジメントシステムの運用部署を拡大します。)

達成状況

当初の計画どおり運用部署の拡大に取り組み、教育委員会3課で認証を取得することができました。

また、全庁的なPCの入替えに伴い、セキュリティの考え方をさらに普及させるため、PCの操作方法なども盛り込んだ情報セキュリティハンドブックを市内印刷で作成し、職員全員に配布しました。

10 統合型地理情報システムの拡充

(情報推進室)「施政方針」掲載事業

平成 19 年度に地図をベースにした市民向け情報提供サービスや庁内業務の効率化に向けた取り組みとして開発・導入し、市民向けサービスの提供を開始した統合型地理情報システム(GIS)の2年次目の取り組みとして、庁内業務における地図作成機能の活用、住宅地図の閲覧機能の提供等を開始するほか、これまで各所管課が紙で管理してきた地図情報や統計データのデジタル情報化を進めます。

また、市民向け情報提供として、観光マップや文化財マップなどを追加します。

さらに、これまで各部署がそれぞれの個別システムとして運用してきた地図情報についても、業務効率の向上と運用コストの削減が期待されるシステムのGISへの統合に向けて、庁内の検討作業チームによる具体的な検討を行います。

(目標指標:市民への情報提供機能の追加と庁内業務における運用を開始します。)

達成状況

市民向け、庁内向けともに当初の稼働予定のマップ以外に「ごみ・リサイクルマップ」など当初予定 14 種類から3種類多い17種類(庁内向け5種類、庁外向け 12 種類)のデータ整備を行いました。

観光マップや文化財マップなどのデータ整備及びマップ追加を行ったほか、全庁へのGISのニーズ調査や研修を行い、庁内向けGISの運用を開始しました。

11 市制施行 60 周年記念事業に向けた準備(企画経営室)「施政方針」掲載事業

平成 22 年度に市制施行 60 周年を迎えることから、これまでの三鷹市のあゆみについて評価・検証するとともに、今後のまちづくりのあり方等について展望する記念事業を実施するための準備に着手します。

(目標指標:事業実施のための準備として、庁内にプロジェクトチームを設置し、記念事業の素案となる報告書を作成します。)

達成状況

庁内に設置した検討チームによる調査・検討を実施し、9月の中間報告を経て平成 21 年3月に報告書を作成しました。

報告書では、市制施行 60 周年記念事業の実施に向けた方向性と考え方をまとめるとともに、事業期間や、前年となる平成 21 年度に実施するプレ事業の位置づけの確認、各課より提案のあった 28 事業の検討などを行いました。

また、庁内の若手職員によるワーキングチームを設置して柔軟な発想による新たな提案を行うための調査研究も実施し、17 のアイデアをとりまとめています。

総務部の 「運営方針と目標」の達成状況

総務部長 萩原 幸夫 総務部調整担当部長 佐藤 好哉
 総務部理事 瀬下 江二

政策法務課
職員課
契約管理課
防災課
土地対策課
相談・情報センター

1 部の使命・目標に関する認識

部の使命・目標

市民のニーズや市の行政課題に対応した主体的な政策活動を推進するために必要な政策法務能力を育成し、自治立法権と自治解釈権を活用した積極的な法務行政の推進に取り組みます。

市民要望や社会状況の変化に対応するため、職員の適正な人事管理を図り、市政推進の原動力として積極果敢に改革に取り組む人財の確保と育成に努めます。

市庁舎など市民センター内の施設・設備について適切な管理を行うとともに、適正な契約事務の執行に取り組みます。

災害から市民の生命と財産を守るため、防災施設の整備とともに、地域や関係機関などとの連携・協力体制の整備により、災害に強いまちづくりを推進します。

良好な地域環境を計画的に整備するため、

公共事業の執行に不可欠な公共用地などの円滑な取得に取り組みます。

透明で公正な市政の確立のため、情報公開制度と個人情報保護制度を適切に運営するとともに、総合オンプズマン制度及び市民相談により市民の苦情や相談に的確に対応します。

各課の役割

総務部は、政策法務課、職員課、契約管理課、防災課、土地対策課、相談・情報センターの6課で構成され、効率的で開かれた自治体・21世紀型自治体の実現に向けて、市役所内の人的、物的及び事務的な管理部門として、条例、規則の制定改廃、市議会との調整、職員人事管理、人財育成及び労働安全衛生、庁舎管理、契約事務、災害から市民を守るための防災対策、公共用地取得、市民相談、情報公開・個人情報保護など幅広い業務に取り組んでいます。

2 部の経営資源（平成20年4月1日現在）

職員数

職員数

総務部職員 54人

職員比率(正規職員)

総務部 54人 / 市職員 1,047人

職員比率 約 5.2 %

予算規模

予算規模

平成20年度総務部予算額

一般会計 14,142,412,000円
 (人件費 10,042,906,000円含む。)

そのうち人件費を除く事業費予算額

一般会計 4,099,506,000円

実施方針

政策法務能力の充実強化

各部課の職員と政策法務課の職員とが事務事業の企画立案の段階から共同研究を行うことにより、事務事業に対する政策法務の視点からの支援と協力を強化するとともに、基礎から応用までの文書実務演習及び法務演習の実践的演習を行うことにより、個々の職員の法務に関する知識と経験を深め、組織としての政策法務能力の充実強化を図ります。

職員定数の見直し・適正配置と職員の健康管理への取り組み

事務事業の見直し、業務の委託化、再任用化・嘱託化を進め、継続的に職員定数の見直しと適正配置を行いながら、本市の将来を担う人材となる職員の採用を行い、組織力向上を図っていきます。また、職務分析の継続実施、完全一斉定時退庁日の徹底及び絶対退庁時間の新たな設定等による正職員の超過勤務縮減に取り組むとともに、職員に対するメンタルヘルスの維持向上に努めます。

人事任用制度の検証・改善と人財育成システムの構築

継続的に人事任用制度を検証・改善し、人事

考課結果を人事管理や人財育成に迅速・円滑に活用することで、更に職員のモチベーションを高めます。また、OJTの強化による職場における人財育成や三鷹ネットワーク大学と連携した人財育成を進めます。

適正な入札の執行

電子調達制度を活用した電子入札により適正な入札を確保します。また、入札制度について継続的に必要な見直しを行っていきます。

事務室環境の整備

狭隘な事務室の環境整備や会議室不足の解消のため、東京多摩青果三鷹市場跡地を利活用して事務室の移転等を行うとともに、本庁舎及び第二庁舎のレイアウト変更を実施します。また、東京多摩青果三鷹市場跡地の広場部分は、各種イベントの実施スペース等として広く利活用します。

災害時における連絡体制の整備

現在の、ポケットベルシステムの課題を克服するため、携帯電話のメール機能を利用したシステムに見直して災害時の連絡体制の充実を図り、消防団の迅速・的確な現場派遣等を推進します。

個別事業とその目標

(個別事業の掲載は、重点課題順となっています。)

1 各種審議会等委員の公募制等の拡大

(職員課)

市民、学識者等の意見を市政に反映させるために設置する市民会議等について、委員の公募の実施、男女比の均衡等の具体的な基準を定めた「三鷹市市民会議、審議会等の設置及び委員の選任に関する基準」を周知し徹底させます。また、委員の選任状況を各職場に情報提供し、常に兼職状況を把握できるようにす

ることにより、「基準」の徹底を更に進めます。

(目標指標:全庁的な調査を実施して実態を把握し、委員の選任状況を各職場に情報提供します。全庁的に基準の周知を行うとともに、公募枠設置比率約 55%、男女比率約 40%を目指します(行政委員会等を除く。)

達成状況

各種審議会等委員の公募制等拡大のため、「基準」を全庁に周知し、「基準」の遵守徹底を

図るとともに、各種審議会等委員の選任状況を調査し、現状把握を行いました。

また、各種審議会等の委員の名簿を全庁に公開することにより、各種審議会等の所管部署が委員の選任に先立ち、委員候補者が他の審議会等の委員と兼任となっていないかを確認できるようにしました。

平成20年度の取り組みにより、平成21年度当初の公募枠設置比率は48.5%、女性比率は36.1%となりました(行政委員会を除く。)

2 指定管理者の更新・見直し

(政策法務課)

平成18年4月に指定管理者制度を導入した指定期間3年の公の施設について、平成21年3月末をもって指定管理者の指定期間が終了することに伴い、適切な制度運用を行うため、指定管理者制度運用の基本方針を策定し、指定管理者の更新・見直しを行います。

(目標指標:指定管理者制度運用の基本方針(仮称)を策定し、指定管理者の更新・見直しを行います。)

達成状況

「指定管理者制度運用の基本方針」(以下「運用の基本方針」という。)の策定にあたり、本市の現状の把握や他の自治体の取り組み状況等の把握・分析を行い、プロジェクト調整会議等による各部との調整を行いました。運用の基本方針は、指定管理者の評価の方法や指定の基準などについて、10月に定めたもので、概ね予定どおり策定しました。この運用の基本方針に沿って、指定管理者の更新・見直し作業を進め、平成20年12月議会において、対象となった公の施設(41か所(新規の施設を含む。))について、指定管理者の指定の議決を得ることができました。

今後は、運用の基本方針を踏まえた評価の実施など指定管理者制度を適切に運用し、市の公の施設のより良い管理を目指していきます。

3 市庁舎事務室のレイアウト等の変更 (契約管理課)<「施政方針」掲載事業>

狭隘な事務室の環境整備や会議室不足の解消のため、東京多摩青果三鷹市場跡地を利活用して、事務所棟に水道部及び緑と公園課所管の「花と緑のサポート組織」を配置し、展示棟には生涯学習課所管である民具の保管場所と展示スペース等を設けます。本庁舎・第二庁舎についてはレイアウト変更等を行い、事務室環境を整備します。また、東京多摩青果三鷹市場跡地の広場部分は、各種イベント会場等として広く利活用します。

(目標指標:東京多摩青果三鷹市場跡地の有効利活用を行うとともに、本庁舎・第二庁舎のレイアウト等の変更を実施し、事務室環境の整備を行います。)

達成状況

当初計画後に勤労者福祉サービスセンターの暫定管理地(東京多摩青果三鷹市場跡地)への移転や、土地対策課、職員課労働安全衛生係の第二庁舎への移転、職員課給与係の本庁舎内での移転等の計画変更があったため、工事期間や移転時期に若干の遅れはありましたが、本事業については、概ね予定どおり遂行することができました。本庁舎5階の生活環境部跡地への会議室設置や、労働安全衛生係跡地の面談室(ミーティングルーム)の設置等、会議室整備についても、予定どおり遂行することができ、広場部分では商工まつりなど各種イベント会場として活用を図りました。

4 適正な入札の執行・電子調達制度の 運用(契約管理課、情報推進室)

物品購入や委託等の案件における電子入札の対象を更に拡大し適正な入札を確保するとともに、事業者の利便性の向上を図ります。また、入札制度については透明性、競争性、公正性等の向上を図るため、継続して必要な見直しを行っていきます。

(目標指標:物品購入や委託等の競争案件における電子入札実施率を75%以上とします。)

達成状況

電子入札については、物品購入や委託等の競争案件について、対象の拡大を目標に取り組みましたが、順調に電子入札への移行が進み、完全移行という段階に達することができました。

入札制度の見直しについては、競争性を担保するための入札に参加しやすい環境作りの一環として、工事案件における現場代理人の兼任を認める制度を導入したほか、地方自治法施行令の改正にあわせ、より厳格で適切な指名停止基準への見直しを行いました。

5 災害用備蓄倉庫及び生活必需物資等の配備(防災課)

<「施政方針」掲載事業>

災害対策事業の一環として、災害時に避難者等に対し迅速な生活必需物資等の供給を行うため、防災拠点である小・中学校やコミュニティ・センターに災害用備蓄倉庫を設置し、生活必需物資等を購入して配備します。

(目標指標:羽沢小学校とコミュニティ・センターの2か所に、災害用備蓄倉庫を設置し、備蓄用生活必需物資を購入して配備します。)

達成状況

災害用備蓄倉庫については、牟礼コミュニティ・センターに設置し、生活必需物資の配備を行いました。羽沢小学校については、境界確定のための測量費及び建築確認申請に係る経費の大幅な増等により当面、設置を見合わせることにしました。

6 消防団消防指令システムの更新

(防災課)<「施政方針」掲載事業>

火災や災害発生時に、消防団が団員を迅速かつ的確に現場派遣できるよう、携帯電話のメール機能を利用して消防団消防指令システムの見直しを行い、消防力の強化を図ります。

(目標指標:市及び消防署に指令装置を設置し

て、携帯電話のメール機能を利用して消防団消防指令システムを見直し、消防力の強化に取り組めます。)

達成状況

ポケットベルを使ったシステムから携帯電話のメール機能を利用したシステムに移行しました。このシステム導入により、情報伝達能力が向上するとともに、消防団の活動能力が強化されました。

7 戦略的視点に立った職員定数の見直し・適正配置の実施(職員課)

職員定数の見直しと職員の適正配置を行いながら、民間企業や他自治体との競合を考慮して、計画的・効果的な職員採用試験を実施するとともに、再任用職員の適正配置を進め、組織力の維持向上を図ります。

(目標指標:きめ細かなヒアリングを実施し、適正な職員定数を設定するとともに、組織力の維持向上に必要な職員の採用と再任用職員の適正配置を行います。)

達成状況

業務の見直し・委託化、職員の再任用化・嘱託化等により職員定数の適正化を進め、平成21年4月に職員定数について、更なる減員を図りました。

職員採用においては、採用試験説明会を実施し、応募者数の拡大を図るとともに、職員数の少ない年齢層の補充のため、経験者採用試験(建築技術職及び一般事務職)を実施し、組織力の向上を図りました。

また、平成21年度の職員採用試験に向け、就職情報サイトの利用を開始して応募者数の拡大に努めました。更に、新規事業の実施に際し、庁内ポスト職員公募を実施し、職員の自律的・自己改革的なキャリア形成の支援と組織の活性化を図りました。

8 人事任用制度の検証・改善(職員課)

職員の能力や業績を適正に評価し、処遇を行う人事任用制度(人事考課制度、昇任昇格選考制度、職務給制度)の検証・改善を引き続き行うことにより、その精度と信頼性を高めます。また、人事考課システムにより、人事考課結果を人事制度や人材育成に迅速・円滑に活用するとともに、査定昇給制度の導入に取り組みます。

(目標指標:人事任用制度の検証・改善を引き続き行うほか、人事考課結果を人事制度や人材育成に迅速・円滑に活用するとともに、査定昇給制度の導入に取り組みます。)

達成状況

人事考課について、前年度に全面的にシステム化したことにより、事務の効率化を図るとともに、考課結果を人事異動や昇任昇格選考などに迅速・円滑に活用できるようにしました。

また、昇任昇格選考や人事考課の本人開示を積極的に周知することで、制度の信頼性と透明性を高めました。

更に、新任職員の人材育成をより効果的に進めるよう、OJTの強化を図る研修を新たに実施し、新任職員に指導役として先輩職員を付け、職場を挙げて人材を育成していくという組織風土の醸成を図りました。

9 時間外勤務の縮減(職員課)

業務の効率化と職員の健康保持を進めるため、各課ヒアリングによる時間外勤務時間の目標設定と自主管理を進めるとともに、「職務分析」の継続実施と「完全一斉定時退庁日」の徹底及び「絶対退庁時間」の新たな設定により、時間外勤務時間の縮減を図ります。

(目標指標:職務分析の継続実施、完全一斉定時退庁日の徹底及び絶対退庁時間の新設により、全庁的な時間外勤務時間を約3,000時間縮減します。)

達成状況

継続的に完全一斉定時退庁日の徹底を図るとともに、絶対退庁時間を設定し、時間外勤務の縮減に取り組みました。

定額給付金関連事務をはじめとする新規事業等の影響により、時間外勤務時間数の上では目標数値を達成することはできませんでしたが、ワークシェアリングや業務改善、職員の意識改革の推進の視点からは、時間外勤務の縮減についての意識が職員間に浸透してきています。

10 要綱集データベースの作成

(政策法務課)

要綱集データベースを作成して例規集データベースに加え、インターネットで公開することにより、行政の透明性を高めるとともに、要綱の制定改廃事務の効率化を図ります。

(目標指標:例規集データベースに要綱集データベースを加え、インターネットで公開します。)

達成状況

各課で制定している要綱の調査を行うとともに、事業内容等を勘案し、約100の要綱について要綱集データベースを構築しました(市のホームページへの掲載は平成21年6月末から開始)。

今後、要綱集データベースを順次拡充し、市民等の利便性、行政の透明性の向上を図っていきます。

市民部の 「運営方針と目標」の達成状況

市民部長 川嶋 直久

市民部調整担当部長 高部 明夫

市民課

市民税課

資産税課

納税課

保険課

1 部の使命・目標に関する認識

部の使命・目標

効率的で開かれた21世紀型自治体の構築を目指す中で、窓口サービスを中心とした市民満足度の向上に向け、より質の高い市民サービスを提供します。

効率的な自治体経営の実現の基盤となる財政の健全性維持のため、市の財源の根幹である市税等の確保に努めます。

医療制度改革に伴う長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の着実な運営を図るとともに、特定健康診査・特定保健指導を実施することにより予防重視の健康増進を図ります。

各課の役割

市民部は、市民課、市民税課、資産税課、納税課、保険課の5課で構成され、各種届出、証明等市民サービスの提供と自治体経営の基盤となる財源の確保を行うため、4か所の市政窓口を含めた各窓口での市民サービスの提供、市民税、固定資産税等市税の課税業務、市税の収納業務、国民健康保険・長寿医療(後期高齢者医療)業務を行っています。

2 部の経営資源(平成20年4月1日現在)

職員数

職員数

市民部職員 132人

職員比率(正規職員)

市民部 132人 / 市職員 1,047人

職員比率 約 12.6%

予算規模

予算規模

平成20年度市民部予算額

一般会計 2,014,716,000円

そのうち特別会計への繰出金を除く事業費

一般会計 542,128,000円

国民健康保険事業特別会計

16,179,960,000円

老人医療特別会計 1,616,554,000円

後期高齢者医療特別会計

2,866,521,000円

実施方針

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の着実な運営を図ります。

特定健康診査・特定保健指導の適正な実施を図ります。

市の財源の根幹をなす市税収入の把握と確保を図ります。

市税等の納付機会の拡大を図るため、ATM等で納付が可能となるマルチペイメントネットワ

ーク(MPN)収納サービスの本格的な実施をするとともに、コンビニ収納及びMPN収納の広報を展開します。

国民健康保険財政の健全化と収納率の向上を図ります。

窓口サービス等に対する市民満足度の向上に向けた取り組みをさらに推進します。

個別事業とその目標

(個別事業の掲載は、重点課題順となっています。)

1 長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の着実な運営(保険課)

平成20年4月から開始された「長寿医療制度(後期高齢者医療制度)」の運営に当たり、市の役割である 保険料の徴収、保険証の引渡し、加入や資格喪失の届出の受付、各種申請の受付、葬祭費の支給事務、保健事業の推進等着実な運営を推進するとともに、更なる周知に努めます。

(目標指標:制度運営の着実な実施)

達成状況

制度創設に伴う本制度の趣旨及び制度開始後の複数にわたる制度改正について、市民説明会の実施、ダイレクトメールの送付、市報・ホームページ等を活用し対象者への周知をきめ細かく行い、制度の導入及び制度の改正に伴う混乱を最小限に抑えることができました。

保険料の徴収については、未納者への早期接触を図り、99%を超える高い徴収率を達成することができ、その他の事務においても、高齢な対象者を意識し、丁寧できめの細かい対応を実践し、制度の適正な運営を図ることができました。

2 特定健康診査・特定保健指導の実施

(保険課)「施政方針」掲載事業

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、平成20年度から保険者に特定健康診査・特定保健指導が義務付けられました。これらの事業を推進するため平成19年度に策定した「特定健康診査等実施計画」に基づき、特定健康診査等を実施します。平成20年度から平成24年度までの5か年計画で、その後5年ごとに見直しを図ります。本計画の中では被保険者の 特定健康診査の実施率 特定保健指導の実施率 内臓脂肪症候群の該当者、予備軍の減少率の目標値を設定しています。

(目標指標:特定健康診査の実施率45%、特定保健指導の実施率25%を目指します。)

達成状況

三鷹市国民健康保険の保険者として平成20年4月1日から平成21年3月31日までの1年間の継続加入している40歳から74歳の方を対象に特定健康診査を行いました。

特定健康診査の目標実施率は45%でしたが、46.6%と目標実施率を達成しました。

また、特定保健指導の初回参加に結びついた方は70%を超えていますが、6か月の特定保健指導を継続して完了まで時間を要するため、途中脱落者をできるだけ出さないよう努めていきます。

3 市税収入の把握と確保

(市民税課、資産税課、納税課)

市財政の健全性を維持するため、市歳入の根幹である市税収入を的確に把握するとともに、収納率の向上を図り、市税収入の確保に努めます。

(目標指標:市税収入の把握について精度を高めるとともに、市税収入の確保に努め、予算達成率100%を目標とします。また、現年課税分の市税収納率については、98.3%を目指します。)

*予算達成率 = (決算収入額 ÷ 予算現額) × 100

*収納率 = (収入額 ÷ 課税額) × 100

達成状況

市税収入額については、市たばこ税が約1億5千万円、予算額を下回る一方、他の税目が予算額を上回り、市税全体としては予算額を確保することができました。また、収納率については、現年課税分の収納率が98.1%となり、目標より0.2ポイント下回りました(滞納繰越分を含めた全体では94.7%となり目標より0.1ポイント上回りました)。今後は、公的年金からの特別徴収の円滑な導入のため、基幹系システムの改修や納税者への広報を行うとともに、景気減速に伴う法人市民税の税収動向について情報収集を行うことなどにより、市税収入の把握と確保を図っていきます。

4 市税等の納付機会の拡大

(市民税課、資産税課、納税課、保険課)

「施政方針」掲載事業

納税者がより納付しやすい環境を整えるため、マルチペイメントネットワーク(MPN)収納サービ

スを本格的に開始し、納付できる場所及び納付できる時間帯を拡げ、納税者の利便性の向上と収納率の向上を目指します。また、コンビニ収納・MPN収納の利用率の向上を図るため、コンビニ収納・MPN収納の広報を展開します。

(目標指標:平成20年度から「個人市民税(普通徴収分)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税」のMPN収納サービスを実施するとともに、コンビニ収納・MPN収納の広報を展開します。)

達成状況

MPN収納サービスは、当初予定どおり5税目で実施し、当初賦課の発付時期にあわせて広報活動を行いました。平成20年度の窓口収納に占める利用率は、コンビニ収納が34.5%、MPN(一括伝送方式)が21.8%、MPN(オンライン方式)が3.0%となりました。なお、MPN収納については、近隣市においても導入に向けた準備を進めており、今後利用者の認知度が向上することが期待されます。

5 国民健康保険財政の健全化と収納率の向上(保険課)

国民健康保険の健全運営を目指し、収納率の向上と保健事業を充実し医療費の適正な支出を図ることにより、一般会計からの繰入金削減に努めます。

(目標指標:現年課税分の国民健康保険税収納率については、92.0%を目指します。)

*収納率 = (収入額 ÷ 課税額) × 100

達成状況

収納率の高い75歳以上の被保険者が長寿医療制度(後期高齢者医療制度)に移行した影響もあり、現年課税分の収納率は目標を達成することはできませんでした。

滞納繰越分については、滞納者の財産調査を徹底し、支払能力があるにもかかわらず納付しない滞納者を対象に滞納処分を積極的に行い、前年度の収納率を上回ることができました。

国保会計の赤字を一般会計で補てんするそ

の他一般会計繰入金額は、医療制度改革の影響や前年度の収納率の向上の評価に伴う都補助金の増額等により、大きく縮小することができました。

引き続き国保会計の健全化のため、一般会計からの繰入金額の縮小と収納率の向上に努めます。

6 窓口サービスの向上(市民課)

市民課では、新基幹系システム及び戸籍情報システムを活用し、証明発行の総合化を進め、「総合窓口」としての機能をさらに充実させます。さらに、本庁市民課窓口の老朽化した窓口呼出しシステムの改善を図り、より快適でスムーズな窓口対応ができる環境整備を行うとともに、引き続き職員の接遇等研修を実施し業務のスキルアップを図ることで、市民満足度の向上を目指します。あわせて市民満足度の検証を行うため、市民満足度調査を実施します。

(目標指標:職員の対応に関する満足度については、91%台を目指します。)

達成状況

新基幹系システム及び戸籍情報システムを活用し、証明発行の統合化を進めるとともに、本庁市民課窓口の呼び出しシステムを更新し、よりスムーズな対応ができるよう環境整備を行いました。

また、市民サービスの向上を図るため、2月に市民課の全職員を対象に接遇研修を実施しました。市民満足度については、調査の結果、92.1%となり目標を達成しました。

生活環境部の 「運営方針と目標」の達成状況

生活環境部長 藤川 雅志 生活環境部調整担当部長 清水 富美夫

コミュニティ文化室

環境対策課

ごみ対策課

生活経済課

安全安心課

1 部の使命・目標に関する認識

部の使命・目標

生活環境・住環境を守り、地域の特性を生かした快適なコミュニティの形成やNPO等市民活動を支援するとともに、芸術文化の振興や安全・安心のまちづくりなど、高環境のまちづくりを市民と協働で進めます。

商業・工業・農業等の特性に合わせた振興策を展開し、産業の活性化を図ります。

また、消費者・勤労者としての市民を支援し要望に応えられる施策の推進を図ります。

各課の役割

生活環境部は、コミュニティ文化室、環境対策課、ごみ対策課、生活経済課、安全安心課の5課で構成され、市民活動の支援、芸術文化の振興 環境保全・公害防止の施策の推進 環境にやさしいごみ処理・リサイクルの推進 産業の振興、消費者への支援及び雇用の確保等の推進 安全で安心なまちづくりの推進をする部門からなり、各種事業を通じて、幅広い市民生活のニーズに対応する役割を担っています。

2 部の経営資源(平成20年4月1日現在)

職員数

職員数

生活環境部職員 50人

職員比率(正規職員)

生活環境部 50人 / 市職員 1,047人

職員比率 約 4.8 %

予算規模

予算規模

平成20年度生活環境部予算額

一般会計 5,108,730,000円

実施方針

協働型まちづくりの推進と芸術文化の推進

コミュニティを基調とした防災・環境保全などのあらゆる分野の市民活動を支援し、その拠点となるコミュニティ・センター及び市民協働センターの運営を通して、市民との協働を一層推進し、さらに芸術文化の振興を目標に「文化の薫り高い三鷹」を目指し、まち全体が活性化する協働型まちづくり・芸術文化のまちづくりを推進していきます。

環境保全の推進

環境問題は市民生活のなかで複雑、多様化しています。市民の快適な環境を保全するための公害対策に加えて、地球温暖化防止など地球環境問題に対する足元からの行動としての省エネルギー対策事業や、クリーンな新エネルギーの有効利用に積極的に取り組んでいきます。

また、本庁舎等の環境マネジメントシステム運用によりISO14001の認証を継続するとともに、市内施設へ簡易版環境マネジメントシステムを導入することで、さらに環境安全都市を目指します。

ごみ減量・資源化と環境にやさしいごみ処理・リサイクルの推進

市民・事業者と協働して、ごみ質の変化等に対応した適切なごみの減量・資源化を推進します。また、循環資源のリユース(再使用)、リサイクル(再生利用)の推進、ごみの適正処理の確保など、資源循環型社会の形成に向けて、高環境のまちづくりに努めていきます。

産業振興と生活者支援

産業と生活が共生する都市の創造に向けて、市民・事業者・関係団体と協働で価値創造都市型産業及び都市型農業の振興を図るとともに観光まちづくりを推進します。

また、雇用確保や就労支援、消費者行政の充実に向けた取り組みを関係団体等と連携・協力しながら積極的に進めます。

安全安心のまちづくりの推進

市民の安全と安心を確保するため、「安全安心・市民協働パトロール」の拡充を進め、安全安心パトロール車によるパトロールの強化を図るなど、総合的な安全安心体制を充実させることにより、安全安心のまちづくりを市民・事業者・警察等関係機関と協働で推進します。

個別事業とその目標

(個別事業の掲載は、重点課題順となっています。)

1 安全安心まちづくり事業の拡充

(安全安心課) <「施政方針」掲載事業>

生活安全推進協議会を中心に進めてきた安全安心の取り組みの成果は、着実な事業の推進により刑法犯罪発生件数の減少として表れてきました。

そこで、今まで取り組んできた安全安心・市民協働パトロールをさらに拡充し、安全安心パトロール車の巡回強化や地域安全マップを活用し

た手作りによるマップづくりを進めます。また、安全安心メール登録者を拡大し、ICT(情報通信技術)の活用を図るとともに、東京都地域防犯モデル事業を連雀地区で実施するなど、安全で安心なまちづくりを推進するため、市民・事業者・警察等関係機関との協働で取り組みます。

(目標指標:安全安心・市民協働パトロール参加者数 1,700人、犯罪発生件数5%減を目指します。)

達成状況

本事業は、取り組み開始から4年が経過し、その着実な成果として年々犯罪発生件数が減少してきましたが、活動が停滞、下火にならぬよう、地域の各団体との情報交換や懇談会を積極的に開催しました。

また、地域防犯モデル事業による防犯活動参加団体の拡充に取り組み、12団体、約150人の新規参加を得るとともに、マンション等共同住宅の防犯設備設置費補助を実施しました。

その結果、パトロール活動参加者は約1,450人、ボディパネル装着車は約600台、安全安心メール登録者は約8,500人に拡大され、平成20年中の市内における犯罪発生件数は1,952件(対前年比9.9%減)と、平成に入り初めて2,000件を下回りました。

2 家庭系ごみの減量・有料化の実施の検討(ごみ対策課)<「施政方針」掲載事業>

平成20年3月に策定したごみ処理総合計画2015に基づき、ごみ減量・資源化の取り組みを推進するとともに、ごみ処理の現状、減量・分別の方法やリサイクルの流れ等を分かりやすく広報・ホームページへ掲載し、情報の提供に努めます。また、家庭系ごみの有料化については、分別収集の成果の検証をさらに進めるとともに、新ごみ処理施設整備等に係る経費が増大すること、経常的なごみ処理経費の負担の公平性を確保することなどを踏まえ、ごみ処理総合計画2015の前期内の早期実施に向け、条例改正を目指します。

(目標指標:市民参加により、引き続きごみ減量キャンペーン等を4回実施します。また、ごみ減量・リサイクルの必要性に関するごみ処理情報を公開するとともに可燃ごみと不燃ごみの合計で平成19年度比1%減量を目指します。)

達成状況

ごみ処理総合計画2015に基づき、ごみ減量など各種キャンペーンの実施やリサイクル協力

店の拡大などごみの減量・資源化に取り組みました。キャンペーンについては4回実施し、そのうちの1回は事業者と連携実施しました。また、ごみ処理の現状、減量・分別の方法、処理経費などを広報・ホームページに掲載し、市民への周知に努めました。この結果平成19年同期との比較で、可燃ごみは104t、不燃ごみは41tの減量となり、約0.4%の減量でした。

家庭系ごみ有料化については、有料化に向けた基本的な考え方について市民の意見を聞く会を14回開催するとともに、基本方針案についてパブリックコメントを実施し、基本方針を確定しました。平成20年12月議会において家庭系ごみ有料化の条例改正及び指定収集袋の作成等の補正予算が可決され、有料化の実施に向けた準備を開始しました。

3 市内商店街活性化事業の推進(生活経済課)<「施政方針」掲載事業>

平成19年3月議会で議決された「三鷹市商店街の活性化及び商店街を中心としたまちづくりの推進に関する条例」に基づき、商店会連合会が商工会と協力して実施する10%プレミアム付市内共通商品券事業を支援します。また同時に地域の商店会、商店会連合会、商工会への加入促進を図り、市内商店街及び地域社会の活性化を図ります。

(目標指標:共通商品券事業への大型店・チェーン店を含む多様な事業者の参加及び商店会連合会・商工会の会員増加を目指します。)

達成状況

共通商品券は「三鷹むらさき商品券」と名付けられ、11月25日に発売、ほぼ即日完売となりました。使用期間は11月25日から1月31日で、大型店、チェーンを含む615の事業者が参加しました。

商品券の利用状況を見ると、販売した商品券の99.82%が使用され、利用率は大型店(売場面積500㎡以上)が46.45%、大型店以外が

53.55%となっており、僅かながら個店、中・小規模の店舗での利用が大型店を上回りました。

また、この事業への取り組みを通して、商店会会員同士の連携の強化、顧客との新たな関係構築に結びついた事例も見受けられ、商工会も新たな会員 20 事業者を獲得するなどの成果があり、商店街等の活性化、組織強化に向けた基盤づくりを支援することができました。

4 観光振興事業の推進(生活経済課)

<「施政方針」掲載事業>

平成 19 年4月2日に設立された「みたか都市観光協会」について、平成 20 年度早期のNPO法人格取得に向けて支援します。また、同協会による「みたか観光案内所」の設置・運営、同協会が行うイベント、講座、姉妹・友好市町村等交流事業、太宰治顕彰事業等への支援を行います。また、市が主催する三鷹の森アニメフェスタの企画、運営業務を委託します。

(目標指標:みたか都市観光協会のNPO法人格の早期取得、協会が実施する事業及びみたか観光案内所の円滑な運営を支援していきます。)

達成状況

みたか都市観光協会は、4月にNPO法人の設立に向けた総会を実施し、東京都の認証を得た後、8月20日にNPO法人みたか都市観光協会として登記されました。また、4月1日には三鷹駅前協同ビル1階に、「みたか観光案内所」がオープンされ、月平均1,300人の市民の方々や来訪者に利用されています。そのほか、協会が主催する「姉妹・友好市町村等交流事業(わくわく交流フェスタ)」や「三鷹「通」養成講座」、太宰治顕彰事業、市からの委託事業である三鷹の森アニメフェスタの実施のほか、市、商工会、ジブリ美術館、三鷹ネットワーク大学、国際交流協会、JR三鷹駅、味の素スタジアムなど同協会が他団体と連携して実施する事業への支援を行いました。

5 新たな都市農地・農業保全策の検討・推進(生活経済課)<「施政方針」掲載事業>

三鷹市都市農業研究会において平成 18、19 年度に実施してきた都市農地・農業保全策に関する調査研究を踏まえて、実現化に向けた具体的プログラムの検討等を行います。

(目標指標:具体的な施策に反映できるよう研究を進めます。)

達成状況

これまでの検討結果を踏まえ、提案された三鷹市における都市農地保全のための「三鷹モデル」について、三鷹市都市農業研究会を8回開催し、「保育園との連携」や「収穫体験モデルの実施」等をテーマとした具体的プログラムの検討を行いました。また、11月には市民を対象とした「秋野菜の収穫体験」を17家族等56名の参加のもとで実施し、農業体験を通じた市民ニーズの検証を行い、これらの成果を報告書としてまとめることが出来ました。

6 絵本館プロジェクトの推進(コミュニティ文化室)<「施政方針」掲載事業>

絵本を通して子どもたちが豊かに成長することを目指す「みたか・子どもと絵本プロジェクト」の特色ある地域拠点として、国立天文台敷地内に「星と森と絵本の家(仮称)」を整備し、天文台との連携により運営の準備を行います。また、引き続き子どもと絵本をつなぐ地域の活動に携わる担い手の育成と活動定着に取り組み、市内全域でプロジェクトを推進します。

(目標指標:星と森と絵本の家(仮称)の整備に取り組みます。)

達成状況

国立天文台から三鷹市に譲渡された国立天文台旧一号官舎を、大正4年の設計図に基づいて外観を復元し、建築基準法に合致した施設として活用する「星と森と絵本の家」の整備を進めました。国立天文台から敷地の無償貸与を受けたほか、(財)日本宝くじ協会及び東京都総合交

付金等の補助金を得て経費の削減を図りました。また、三鷹市と国立天文台との協議により「星と森と絵本の家運営方針」を策定するとともに、多様な市民の参加により、活動プログラムの検討を行いました。

そのほか「みたか・子どもと絵本プロジェクト」担い手育成講座修了生による地域活動4か所の情報交流会を実施しました。

7 太宰治顕彰事業の推進

(コミュニティ文化室)(生活経済課)

<「施政方針」掲載事業>

三鷹市ゆかりの作家・太宰治について、平成20年度に没後60年、平成21年度に生誕100年、平成22年度に三鷹市制施行60周年に伴う関連事業の一環として、顕彰事業を「民学産公」の協働により実施し、太宰治の人となりと文学世界を三鷹市から内外へ発信するとともに、人・地域の交流、芸術文化のまちづくりを推進します。顕彰事業の拠点施設として平成20年3月に開設した「太宰治文学サロン」について、展示資料の充実を図るとともに、トークサロンを開催します。また、太宰治没後60年を記念して三鷹市美術ギャラリーにおいて「太宰治特別展(仮称)」を開催します。

また、「太宰治 没後60年・生誕100年記念事業」の一環として、市内事業者等が行う太宰治関連グッズの開発等を支援します。

(目標指標:文学サロンの運営、トークサロン及び太宰治特別展(仮称)を開催するとともに太宰治関連グッズの開発等を支援します。)

達成状況

「太宰治文学サロン」については、コーナー展示替えを3回行い、展示の充実を図りました。平成20年3月の開設以来、6月25日に10,000人、平成21年2月4日に20,000人の来館者を数えました。また、トークサロン等は7回開催し、みたか観光ガイド協会による太宰ゆかりの場所のガイドとともに来館者から大変好評を得ました。

太宰治没後60年を記念して「太宰治 三鷹か

らのメッセージ - 没後60年記念展 -」を三鷹市美術ギャラリーにおいて11月22日~12月21日までの期間で開催し、7,445人の方に来館いただきました。

顕彰事業の一環として、太宰関連グッズ等の開発も関係機関との協働により推進することができました。

8 新ごみ処理施設の整備(ごみ対策課)

<「施政方針」掲載事業>

ふじみ衛生組合を事業主体とし、平成20年3月に策定した新ごみ処理施設整備実施計画に基づき、引き続き環境影響評価書案を作成し、環境影響評価業務を実施します。また、これと並行して都市計画決定手続きを進めます。

(目標指標:環境影響評価書案を作成し、新ごみ処理施設の平成25年度稼働を目指します。)

達成状況

ふじみ衛生組合を事業主体として、環境影響評価業務における環境影響評価書案を作成し、東京都への提出、公示・縦覧を開始しました。

都市計画手続きについては、都市計画案を作成し、公告・縦覧を開始しました。

また、事業者の選定については、事業者選定委員会を設置するとともに、新ごみ処理施設整備・運営事業実施方針を定め、事業者の募集を開始しました。

9 ISO14001の運用及び簡易版の導入

(環境対策課)<「施政方針」掲載事業>

平成20年度の市庁舎等の環境マネジメントシステムは、継続的改善によるシステム運用を行い、2年目の定期審査を経て、認証を継続します。また、環境センターの環境マネジメントシステムは、昨年の認証再取得後1年の定期審査を受審し、認証を継続します。

また、平成19年度に策定した簡易版環境マネジメントシステムを市直営施設に導入し、準備期間を経て、10月から本格的運用を開始しま

す。

(目標指標:市庁舎等の環境マネジメントシステムを運用し、定期審査で認証を継続します。市直営施設への簡易版環境マネジメントシステムを導入します。)

達成状況

市庁舎等の環境マネジメントシステムについては、平成20年10月に2年目の定期審査を受審し、健全な運用が行われているものと認められました。環境センターの環境マネジメントシステムは、認証再取得後1年目の定期審査でこちらも健全な運用が認められました。

市の公設公営29施設への簡易版環境マネジメントシステムについては、全体説明会と各施設での環境法規制の巡回点検を経て、10月から本格的運用を行いました。初年度は、総量で電気7.6%、都市ガス20.7%削減(いずれも前年度対比)などの実績がありました。

10 市民協働センターの運営の充実(コミュニティ文化室) <「施政方針」掲載事業>

市民協働センターの開館5周年記念事業として「第7回みたか市民活動・NPOフォーラム」を市民企画により開催します。また、市民協働センターの運営の充実を図るため、市民と行政との協働による特定非営利活動法人を設立します。

(目標指標:市民協働センター開館5周年記念事業として「みたか市民活動・NPOフォーラム」を市民企画により開催します。市民協働センターの運営の充実を図るため、特定非営利活動法人を設立します。)

達成状況

市民協働センターの開館5周年記念事業として、「わっくわく秋まつり(第7回みたか市民活動・NPOフォーラム)」を市民企画により開催しました。事業ちらしのPR及びスタンプラリーについては「SOHOフェスタ」と連携を図り、また子ども用の景品については事業者から協力を得るなど経費の削減を図りました。子どもから高齢者まで参加できる事業のメニューに

対して参加市民及び市民の実行委員会委員から満足度の高い評価を得ることができました。

市民協働センターの運営の充実を図るため、特定非営利活動法人みたか市民協働ネットワークを10月に設立しました。

11 消費者相談及び啓発・情報提供事業の拡充(生活経済課)

市民のくらしを守り、安全安心なくらしの質的向上を図ることを目的に、消費者被害の未然防止策(消費者相談員による出前講座や関係機関との連携による各種セミナーの開催)を充実します。また、消費生活に関する啓発・情報提供の拡充を図ります。

(目標指標:消費者相談、各種消費者セミナー等を充実します。)

達成状況

悪質商法による消費者被害を未然に防止するため、三鷹警察署等関係機関と連携した街頭キャンペーンをはじめ商店会のイベント、敬老のつどい、成人を祝福するつどいなどの機会に消費者被害防止啓発パンフレットや消費者相談案内用ティッシュ等を配布しました。

また、ほのぼのネット班や介護事業者連絡協議会など高齢者や福祉関係団体との連携も強化しました。【全25回実施、対象者13,789人、102事業者(介護事業者連絡協議会総会)】

消費者セミナーは、市民(消費者)にとって身近で役立つテーマを選び、年間を通して13回開催しました。その内、消費者被害を防止するため、地域の集会や事業所、高齢者団体などに消費者相談員を派遣して行う地域消費者セミナーも積極的に開催しました。

健康福祉部の 「運営方針と目標」の達成状況

健康福祉部長 玉木 博

健康福祉部調整担当部長 酒井 利高

地域福祉課

高齢者支援室

生活福祉課

子育て支援室

健康推進課

北野ハピネスセンター

1 部の使命・目標に関する認識

部の使命・目標

三鷹市に暮らす市民の方々が、地域社会の中で生活の安心・安定が感じられ、希望と生きがいを持って暮らすことができるよう保健・医療・福祉施策などが充実したまちづくりを目指します。

そのために、市民・事業者・関係機関等と協働し、「第3次三鷹市基本計画(第2次改定)」と「三鷹市健康・福祉総合計画 2010(改定)」の推進を図り、あわせて「第三期三鷹市介護保険事業計画」に基づく介護保険事業の適切な運営、「第1期三鷹市障がい福祉計画」に基づく障がい者施策の一層の推進、「三鷹市次世代育成支援行動計画」に基づく子育て支援施策の推進と子育て環境の整備等を行うとともに、市民の健康づくりと介護予防事業、保健事業の推進、さら

には生活保護法をはじめとする福祉6法に基づく適切な制度運営を図ります。

各課の役割

健康福祉部は、地域福祉課、高齢者支援室、生活福祉課、子育て支援室、健康推進課の5課(室)と北野ハピネスセンターから構成されています。具体的には、高齢者や障がい者、子どもや子育て家庭、社会的援護を必要とする市民などを対象とした社会福祉に関すること、福祉6法に基づく援護等の措置に関すること、児童青少年に関すること、健康づくりと保健事業、介護保険に関することなどを担当しています。北野ハピネスセンターは、心身障がい者(児)の社会的な自立等を目指して相談・療育・訓練などを行っています。

2 部の経営資源(平成20年4月1日現在)

職員数

職員数

健康福祉部職員 366人

職員比率(正規職員)

健康福祉部 366人 / 市職員 1,047人

職員比率 約 35.0%

予算規模

予算規模

平成20年度健康福祉部予算額

一般会計 17,243,614,000円

そのうち特別会計への繰出金を除く事業費

一般会計 16,111,097,000円

介護サービス事業特別会計 1,108,840,000円

介護保険事業特別会計 9,020,689,000円

国民保健事業特別会計 43,000円

後期高齢者医療特別会計 43,000円

実施方針

三鷹市健康・福祉総合計画 2010(改定)の推進

コミュニティ住区を基礎として市民や市民活動団体等と行政の協働で計画を推進し、お互いに支えあう保健・医療・福祉の充実した地域社会の構築、ライフステージの様々な場面での困難や課題に対しサポートする仕組みの一層の充実を目指して三鷹市健康・福祉総合計画 2010(改定)の推進を図ります。

心のバリアフリー啓発活動の実施とバリアフリーのまちづくりの推進

全ての市民が互いの人権を認め、尊重しあう地域社会の実現を目指して心のバリアフリーを進めるため、市民、市民活動団体等と協働で啓発事業等を進め、あわせてバリアフリーの施設ガイドの充実化など、バリアフリーとユニバーサルデザインの地域風土の形成に努めます。

地域ケアの推進

住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていくために、サポートが必要な高齢者・障がい者等を支える地域ケア推進事業の一層の拡充を図ります。

地域ケアネットワークは、井の頭地区の取り組みを充実させるほか、新川中原地区、西部地区においても取り組みを進めるなど地域拡充を図ります。

また、傾聴ボランティアの養成に加え認知症サポーター養成講座の実施などにより地域福祉活動の担い手の確保と地域ケアサポート事業の重層化に努めます。

新川・島屋敷通り地区の地域ケア拠点整備事業については、特別養護老人ホームと併設される地域ケア拠点機能施設(ナイトケアサービス等)の整備を推進、支援するとともに、地域ケア拠点の機能やシステムの検討を進めます。

介護保険事業計画及び障がい福祉計画の推進と改定

計画の最終年度を迎えた「第三期三鷹市介護保険事業計画」及び「第1期三鷹市障がい福祉計画」については、引き続き計画の実現・推進を図ります。また、「第四期三鷹市介護保険事業計画」及び「第2期三鷹市障がい福祉計画」の策定にあたっては、市民・事業者等の参画と協働により実施します。

健康づくり・介護予防事業の推進

高齢者の生活機能の低下を防止するための総合的な介護予防事業を推進するとともに、健康寿命の延伸と地域からの健康づくりを目指す健康増進事業を特定健康診査・保健指導と連携し実施します。また、がん検診事業の拡充により、市民の健康増進の充実を図ります。

子育て支援施策の充実

次世代育成支援行動計画に基づき、保育園待機児童の解消策を推進するとともに、安全安心の保育環境の整備を進めるほか、在宅子育ての支援を含め、地域全体の子育て環境の充実とその実現に努めます。

そのため施策推進の総合的な基本指針となる「三鷹市子ども・子育てビジョン(仮称)」の策定を進めるとともに、複合施設(中央保育園及び母子生活支援施設)の建替整備事業及び市立東台保育園仮設園舎整備事業の円滑な執行に努めます。また、保育園における食育の推進及び在宅子育て支援策の一環として、一時預かり事業や親子ひろば事業の拡充、児童虐待の防止への取り組みを一層進めるための「子ども虐待防止マニュアル(仮称)」を作成します。

高齢者・障がい者の安全安心施策の充実

高齢者、障がい者が住み慣れた地域で安全・安心に暮らすことができるよう、「高齢者・障がい者入居支援・居住継続支援事業」を引き続き推

進するとともに、火災予防の推進とくらしの安全の提供を目的とした「高齢者・障がい者住宅用火災警報器設置普及事業」を実施します。また、災害時要援護者支援モデル事業を拡充して実施します。

障がい者福祉施策の充実

障がい者の自立支援に向けて、授産施設等で働く障がい者の工賃アップを実現するため「障がい者施設等自主製品開発・販売ネットワーク事業」のアンテナショップを開設するなど事業の展開を図ります。さらには、施設・病院からの地域移行可能障がい者に対する支援施策の推

進、地域生活支援事業の充実などを進めます。

また、北野ハピネスセンターについては、重度心身障がい者など利用当事者のニーズに対応した機能の充実に努めます。

中国残留邦人や精神障がい者等に対する地域生活支援施策の充実

永住帰国した中国残留邦人等が安定した生活と精神的に豊かな生活が送れるよう重層的な支援策を展開します。

また、退院可能精神障がい者等の退院促進と地域生活支援施策の展開を図ります。

個別事業とその目標

(個別事業の掲載は、重点課題順となっています。)

1 地域ケア推進事業(高齢者支援室)

「施政方針」掲載事業

井の頭地区の高齢者等のニーズに合わせ「ちょこっとサービス支えあい」の充実や「相談サロン」の拡充を図るとともに、介護予防教室を開催するなど、高齢者の孤立化や閉じこもり防止に努めます。地域ケアネットワーク・新川中原を設立し、地域の生活課題解決に向けた具体的な活動について検討します。さらに西部地区においてネットワーク設立準備会を立ち上げ、年度内のネットワーク設立を目指します。傾聴ボランティアの養成と活動を支援するため、第3期養成講座を開催するとともに、在宅高齢者への傾聴活動の充実を図ります。また、新たな事業として、認知症の正しい理解の促進を図り、認知症高齢者を地域で支える仕組みづくりに取り組みます。

(目標指標:井の頭地区は、ちょこっとサービス支えあいの充実と相談サロンの拡充を図ります。新川中原地区は、ネットワークを設立し、地域の生活課題解決に向けた具体的な活動について検討します。西部地区は、ネットワーク設立準備会を立ち上げ、年度内のネットワーク設立を目指します。傾聴ボランティアは、第3期養成講座を開催するとともに、在宅高齢者への傾聴活動の

充実を図ります。認知症は、認知症サポーター養成講座やキャラバンメイト養成研修を実施します。)

達成状況

井の頭地区では、相談サロンや「ちょこっとサービス支えあい」といった既存事業の充実を図るとともに、設立5年目以降の活動に向けてワークショップ等を開催、これまでの振り返りと今後の展望について協議しました。新川中原地区では、7月5日にネットワークを設立、その後地域の生活課題解決に向けた4つの活動方針を決めました。2月には活動方針の具体化をめざし、4つの分科会を立ち上げ、検討しています。西部地区は学習会やワークショップ等の開催を経て、平成21年2月14日にネットワークを設立しました。

傾聴ボランティアは第3期の養成講座を開催、また認知症をもつ人への傾聴のための特別講座を開催しました。また、認知症の正しい理解を地域に広めるため、12月に認知症キャラバンメイト養成研修を実施するとともに、この修了者を講師とする啓発講座「認知症サポーター養成講座」を開催しました。

2 「子ども・子育てビジョン(仮称)」素案の策定(子育て支援室)

「施政方針」掲載事業

子どもたちの「育ち」を地域全体で支え、三鷹市における次世代育成に向けた子育て支援の基本的考え方にに基づき、子育て支援施設の建替・改修の計画や具体的なサービスのあり方といった「未来への投資」を効果的に行っていくための総合的指針である「子ども・子育てビジョン(仮称)」の策定に向けて取り組みます。

(目標指標:「子ども・子育てビジョン(仮称)」素案を作成します。)

達成状況

庁内検討チームによる検討と並行して、認可及び認可外保育所との懇談や、各公設民営保育所が持つ運営委員会の場を活用して学識経験者や保護者との意見交換を行い、幅広い視点からの議論を経た素案を作成しました。

その後、正式名称を「三鷹市子育て支援ビジョン」としてパブリックコメントを実施し、寄せられた意見を反映した上で、平成21年3月に策定しました。

3 第四期三鷹市介護保険事業計画の策定(高齢者支援室)

「施政方針」掲載事業

第四期(平成21年度～平成23年度)の介護保険事業計画については、第三期計画の策定に際して設定した平成26年度の目標に至る中間的位置づけの性格を有するものとして策定します。介護保険制度の課題として、(1)介護給付対象サービスの提供体制の確保及び地域支援事業の実施に関する取り組みの推進(2)療養病床(平成23年度末廃止)の再編計画内容を計画に反映すること等が挙げられていますが、国の指針や東京都の策定する事業計画、地域ケア体制整備構想を注視しながら進めるとともに、サービス見込量を基にした国の保険料算定ソフト等を活用し事務作業を進めます。また、計画の策定に当たっては、幅広い分野からの委員が参

加する検討市民会議を設置し、検討を進めることとし、計画案の確定にあたっては、パブリックコメントの実施やまちづくり懇談会を開催するなど、市民の意向の把握に努めます。

(目標指標:平成20年7月～21年2月まで8回程度検討市民会議を開催するとともに、パブリックコメントの実施やまちづくり懇談会の開催を行い、計画を策定します。)

達成状況

公募市民を含む委員24名による検討市民会議を6回開催し、事業計画(案)を策定しました。

この事業計画(案)を基にパブリックコメントを実施し、市内7か所のコミュニティ・センターでまちづくり懇談会を開催しました。

このようにして寄せられた市民の意見や健康福祉審議会等での意見を踏まえて、平成21年3月に計画を策定しました。

4 第2期障がい福祉計画の策定

(地域福祉課)「施政方針」掲載事業

障がいのある人の自立と社会参加を進めるため、「障害者自立支援法」に基づく法定計画である「第2期障がい福祉計画」を、平成19年度に実施した「高齢者・障がい者実態調査」の結果や「第1期障がい福祉計画」の検証等を踏まえ、策定します。

なお、三鷹市基本構想・第3次三鷹市基本計画(第2次改定)及び三鷹市健康・福祉総合計画2010(改定)に連携させた計画として、平成21～23年度の3年間における障がい福祉サービス・相談支援などの必要な事業量の見込みと、その確保のための方策等を定めます。

(目標指標:幅広い分野からの委員が参画する市民会議を設置し、策定検討の過程では広く市民からのパブリックコメントを求め、障がい当事者にニーズにマッチした計画を策定します。)

達成状況

平成19年度に実施した「高齢者・障がい者実態調査」の結果を踏まえ、障がい当事者を含む25人から成る「第2期障がい福祉計画検討市民

会議」で7回にわたり検討したほか、平成19年度に立ち上げた「障がい者地域自立支援協議会」(委員41人)でも第1期計画の検証と市民会議への意見提言をいただきました。幅広い議論を経て、健康福祉審議会に諮問答申し素案を作成しました。

その後、パブリックコメントを実施し、寄せられた意見を反映した上で、平成21年3月に計画を策定しました。

5 市立中央保育園及び母子生活支援施設三鷹寮建替整備事業 (子育て支援室)「施政方針」掲載事業

築37年が経過し老朽化が進んでいる市立中央保育園及び母子生活支援施設三鷹寮について建替工事を実施し、工事期間中は仮設園舎、仮設施設に移転し運営します。建替後の市立中央保育園は定員を拡大するとともに、直営での運営形態を維持します。

(目標指標:平成20年7月までに、市立中央保育園及び母子生活支援施設三鷹寮の仮設園舎、仮設施設を建設し、速やかに機能移転します。また、同時に本施設の設計及び建替工事を進めます。)

達成状況

市立中央保育園及び母子生活支援施設三鷹寮は、7月から仮設施設へ機能移転しています。旧施設は、12月までに解体が終了しており、平成22年4月の完成に向けて新施設の建設に着手しています。

6 障がい者ぴゅあネット事業 (地域福祉課)「施政方針」掲載事業

市内障がい者施設・作業所等利用者の工賃アップ・勤労意欲の向上を図ることを目指し、自主製品開発・販売ネットワークを構築し、目的に沿った各種活動、支援を実施します。三鷹駅前福祉住宅「駅前ピア」の1階店舗スペースをアンテナショップの場所とし、ネットワーク(運営委員会)を組織し、商工会、観光協会、まちづくり三

鷹等との連携により、各種企画を月1回程度実施します。

(目標指標:アンテナショップに参加した施設・作業所等の平均工賃額を算出し、前年度との比較による工賃のアップを事業目標とします。)

達成状況

7月7日、アンテナショップ「星と風のカフェ」を開設し、ネットワーク参加を働きかけ障がい者施設・作業所の22か所が参加しました。その後も、活性を図るため月1回の運営委員会の開催を基本に各種企画や催しを実施し、「星と風のカフェ」の売り上げは順調に推移しています。また、ホームページの開設により同カフェの情報を全国に発信できるようになりました。

7 災害時要援護者支援モデル事業(高齢者支援室)「施政方針」掲載事業

高齢者や障がい者など、災害時の要援護者を支援する地域サポートシステムを確立するため、モデル地区で災害時要援護者支援台帳に基づく福祉・災害時支援マップを作成し、具体的な支援活動のモデル事業を実施します。事業の実施に当たっては、町会、地区担当民生委員等と協働で調査を実施し、要援護者の避難対応状況や地域の実情に合った支援活動を検討します。

(目標指標:今年度のモデル地区を3町会へ拡大し、年度内に災害時要援護者支援台帳と福祉・災害時支援マップを作成します。)

達成状況

今年度は深大寺の東野会、井の頭の井之頭町会という2つの町会を対象にモデル調査を実施しました。平成19年度に調査を実施した井の頭玉川町会では支援マップを作成しました。今年度調査を実施した2町会では、現在要援護者の安否確認を担う支援者探しについて検討を重ね、取り組んでいるところです。

8 子ども虐待防止マニュアルの作成

(子育て支援室)「施政方針」掲載事業

子どもの虐待の防止や早期発見のために、子ども向けリーフレットを作成するとともに、幼稚園、保育所、学校等の関係機関向けの子ども虐待防止マニュアルを作成します。

(目標指標:子ども虐待防止マニュアルを作成します。)

達成状況

三鷹市子ども家庭支援ネットワークの構成員からなる作成委員を中心に、関係機関による検討に加え、外部有識者からの寄稿により専門性の高いマニュアルが完成しました。

また、当初は児童向けリーフレットを予定していましたが、有用性の高いカード(こどもSOSカード)として発行するとともに、新たに市民向けリーフレットを作成しました。配布にあたっては、より効果的な配布方法を検討し、平成21年4月から配布を開始しました。今後は「子ども虐待防止対応マニュアル」「こどもSOSカード」「市民向けリーフレット」の「3点セット」でさらなる児童虐待の防止に取り組んでいきます。

9 市立東台保育園仮設園舎整備・運営事業(子育て支援室)

「施政方針」掲載事業

市立東台小学校の建替工事にともない、工事期間中の保育園児への影響を避けるため、小学校仮設施設敷地内に保育園仮設園舎を建設し、市立東台小学校の建替工事期間中、機能を一時移転します。

(目標指標:平成20年11月までに、市立東台保育園の仮設園舎を建設し、速やかに機能移転します。)

達成状況

市立東台保育園は、11月から仮設園舎で運営しています。環境の変化を最小限に抑えるとともに、朝夕は誘導員を配置するなどして子どもた

ちの安全確保に努めています。市立東台小学校の建替え工事期間中は、同校とのより密接な連携を図りながら運営していきます。

10 健康づくり・介護予防事業の推進

(健康推進課・高齢者支援室)

「施政方針」掲載事業

高齢者が住みなれた地域で元気に暮らせるよう、要支援・要介護となることを予防するため、特定高齢者・一般高齢者が一体となった介護予防事業を実施します。今年度は、特定健康診査の実施に伴い、郵送による特定高齢者把握事業を実施します。さらに、特定高齢者の介護予防事業への参加を進めるため、各地域包括支援センターで特定高齢者に勧奨を行っていきます。

(目標指標:65歳以上の高齢者の2.5%およそ750人が介護予防事業に参加し、生活機能向上に取り組みます。)

達成状況

65歳以上の高齢者(要介護・要支援者を除く)26,812人にチェックリストを送付し、21,008人から返送を得ました(返送率78.4%)。特定高齢者候補者5,489人に生活機能検査の受診票を送付しました。

新たな事業として、地域包括支援センターと協働で特定高齢者を対象とした事業「予防でグー」を実施し、介護予防についての理解や体力測定、健康相談を実施するとともに、介護予防事業への参加につなげていきました。

介護予防事業への参加者は、対象高齢者の3.2%、868人となり目標値を上回りました。

都市整備部の 「運営方針と目標」の達成状況

都市整備部長 坪山 雅一 都市整備部調整担当部長 大石田 久宗
都市整備部広域まちづくり等担当部長 小俣 崇

まちづくり推進課

公共施設課

道路交通課

建築指導課

下水道課

緑と公園課

1 部の使命・目標に関する認識

部の使命・目標

「高環境・高福祉のまち」、「緑と水の公園都市」の実現に向け、まちづくり事業を総合的に推進します。具体的には、災害に強い都市基盤の整備を図るとともに、バリアフリーのまちづくりを重点的に推進し、安全でうるおいのある快適空間のまちづくりを、市民、事業者との協働で進めます。

緑と水のネットワーク整備、景観や環境への配慮、市民が主体となった地域のまちづくり支援、地域特性を活かした魅力と活力のある再開発事業等を推進します。

公共施設の効率的な維持・保全・活用を図り、都市再生に向けた推進体制の整備を進めます。公共施設の耐震・劣化診断を実施し、維持・保全計画や公共施設データベースシステムの調査検討を行います。

下水道施設の更新と広域的な視点からの再構築を図るとともに、合流式下水道の改善、都市型水害対策、雨水浸透施設による地下水の涵養や雨水利用など、水循環の促進を図ります。

各課の役割

都市整備部は、まちづくり推進課、公共施設課、道路交通課、建築指導課、下水道課、緑と公園課の6課で構成され、「人間のあすへのまち」の実現を目指し、安全とうるおいのある快適空間のまちをつくるため、都市計画、再開発及び住宅政策、公共施設の一元管理、道路、橋梁等及び都市交通、交通安全対策、建築基準行政、下水道、緑化及び公園などの推進及び整備を行っています。

2 部の経営資源（平成20年4月1日現在）

職員数

職員数

都市整備部職員 119人

職員比率(正規職員)

都市整備部 119人 / 市職員 1,047人

職員比率 約 11.4%

予算規模

予算規模

平成20年度都市整備部予算額

一般会計 2,961,463,000円

下水道事業特別会計 3,156,074,000円

実施方針

都市計画道路等道路整備・バリアフリー化の推進

現在、取り組んでいる都市計画道路3・4・13号線の用地買収を引き続き図るほか、「バリアフリーのまちづくり基本構想」に基づく、道路のバリアフリー化事業に積極的に取り組みます。また、安全なまちづくりの観点から、市民参加によるまちづくり・みちづくりへの取り組みが始まっている地域では、これを支援しつつ、協働の取り組みを推進していきます。

また、東京外かく環状道路計画については、平成19年4月に本線を地下方式とする都市計画変更が決定されました。今後は、平成19年1月に国・東京都へ提出した「東京外かく環状道路計画の都市計画変更案に係る三鷹市の意見書及び要望書」の中で要望した事項に基づき、環境整備や住民参加のまちづくりが図られるよう、助言者会議等の意見を聴きながら、本市へ与える影響と対策について、慎重に調査・検討を行うとともに、周辺のまちづくりと連携した外環計画となるよう、国・東京都に対し要請するなど適切に対応していきます。

三鷹駅前再開発事業の推進

平成17年度に改定した「三鷹駅前地区再開発基本計画」に基づき、「安全と安心のまちづくり」「都市の活性化」「良好な市街地の形成」「まちの個性の創出」という4つの基本的な視点に加え、「バリアフリーのまちづくり」や、「協働のまちづくりの視点」を加味して積極的に取り組んでいきます。

今後、三鷹駅南口の拠点となる「三鷹駅南口中央通り東地区再開発事業」等について、事業化に向け支援を行っていきます。

都市交通環境の整備

三鷹駅南口周辺の自転車問題解決の一環として、市有地の立体的活用や民有地の有効活

用を図るとともに、放置自転車の撤去方法の見直し等により、放置自転車減少に向けた体制を強化し、鉄道駅周辺の交通環境の整備を推進します。

バス交通については、コミュニティバス事業基本方針に基づき、計画的に改善対象ゾーンに対する見直しを進め、市域全体の交通利便性の向上に向けて、みたかバスネットの推進を図ります。

公共施設の維持・保全・活用と都市再生に向けた取り組み

公共施設の耐震・劣化診断を実施し、維持・保全計画や公共施設データベースシステムの調査検討を行います。

下水道事業の新たな課題への対応

本市の下水道事業は全国に先駆けて普及率100%を達成しましたが、現在は管路等の老朽化など、新たな課題への対応を迫られています。平成16年度に策定した「合流式下水道改善計画」に基づき、雨天時の越流水による河川の汚濁防止対策に取り組むとともに、市単独処理区である東部処理区の東京都流域下水道等への編入協議を進めます。

また、集中豪雨による「都市型水害」に対応するため雨水管等の整備を推進するとともに、下水道施設の耐震化を図るため「下水道再生計画（下水道地震対策整備計画）」を作成するなど、下水道事業の新たな課題への対応を図っていきます。

緑と水の公園都市を目指す事業の推進

緑と水の公園都市の実現に向けて平成17年に策定した「緑と水の基本計画（第2次緑と水の回遊ルート整備計画）」に基づき、大沢の里整備事業を始め、公園等の公有地化や整備事業、公園が安全で安心して遊べる空間となるような改修事業等を進めます。また、市民との協働の

取り組みを引き続き推進するため、花と緑の市民活動をサポートする新たな組織の設置や市民参加による花壇づくりなどを行います。こうした取

り組みやまちづくりの全般的な事業を通して、緑と水の豊かで良好な都市環境の創出に取り組んでいきます。

個別事業とその目標

(個別事業の掲載は、重点課題順となっています。)

1 公共施設の保全・活用に向けた取り組み(公共施設課)

<「施政方針」掲載事業>

平成 20 年3月に確定した、「三鷹市におけるファシリティ・マネジメントの推進に関する基本的方向」を踏まえ、公共施設の効率的な維持・保全・活用に向けた推進体制の整備に取り組めます。

特定建築物に該当する公共施設の耐震・劣化診断を実施するとともに、公共施設維持・保全計画や公共施設データベースシステムのあり方の調査・検討を進めます。

(目標指標:特定建築物に該当する公共施設の耐震・劣化診断等を実施します。)

達成状況

平成 20 年4月の組織改正で都市整備部公共施設課が設置され、公共施設の効率的な維持管理の推進体制の整備に向けた取り組みを行いました。平成 18 年度から実施している、公共施設の耐震・劣化診断を、当初計画通り実施しました。

また、施設保全情報の一元的管理とともに、公共施設維持・保全計画の策定を視野に、公共施設データベースシステムの導入に向けた準備を行いました。活用方法、目的、コストなど様々な観点から調査・検討を行い、財団法人建築保全センターが地方自治体向けに提供している保全情報システムを、平成 21 年度から運用することとしました。

2 花と緑のまちづくりの推進

(緑と公園課)<「施政方針」掲載事業>

花と緑に対する意識の醸成を図るガーデニン

グ講座やガーデニングフェスタ、人財の育成を図るボランティア講座を実施するとともに、地域の緑化の先導役となる街かどの花壇づくりや公園緑地を活用したコミュニティガーデンの整備を市民との協働により行います。

また、花と緑の市民活動を支援する花と緑のサポート組織の設立に向けて具体的な準備を進め、年度内の組織の設立を図ります。

(目標指標:花と緑のサポート組織を設立するとともに、街かど花壇等の整備を4か所実施します。)

達成状況

ガーデニングフェスタについては、10月の農業公園におけるイベントに加え、事業のPRとガーデナー相互の交流を図るため、5月に花のまち交流会を開催し、昨年の応募者をパネラーとしたシンポジウム等を行いました。また、街かどの花壇づくりとして、プラン検討から土づくり・花苗の植え付け作業までを市民と協働で行いながら、井の頭コミュニティ・センター、井口コミュニティ・センターでの花壇整備、大沢中台児童遊園でのコミュニティガーデン(地域花壇)の整備を実施しました。さらに、本年度より開始した花壇ボランティア講座の実習場所としながら図書館本館で花壇づくりを行いました。

花と緑のサポート組織の設立に向けた取り組みとしては、事前の調整や設立準備会における検討・合意形成に時間を要し、平成20年度の組織設立までには至りませんでした。しかし、3月下旬に発起人会を開催し、NPO法人設立認証申請に先立ち平成21年4月2日に「特定非営利活動法人花と緑のまち三鷹創造協会」の設立総会を開催しました。

3 東京外かく環状道路に関する調査・検討(まちづくり推進課)

<「施政方針」掲載事業>

外環周辺の都市計画道路を含めた東京外かく環状道路に関する調査検討について、周辺のまちづくりと連携したまちづくりとなるよう、助言者会議等で検討を行い、市民生活への影響に関すること等を三鷹市独自の視点から検証します。

また、ジャンクション周辺のまちづくりについては、国及び東京都とともにワークショップ形式による中央ジャンクション周辺地域の課題検討会を開催し、環境対策や安全安心のまちづくりなど、市民及び関係機関の協働によるまちづくりが進むよう積極的に取り組んでいきます。

(目標指標:地域環境への保全対策を国及び東京都に要請し、外環周辺のまちづくりと連携したまちづくりについて、ワークショップ等を活用し調査・検討を進めます。)

達成状況

ジャンクション周辺のまちづくりについては、無作為抽出により選出し、参加の承諾をいただいた市民の方と、関係団体から推薦を受けた方に参加をいただき、グループ討議方式によるワークショップとして、中央ジャンクション三鷹地区検討会を国・東京都と共同で開催しました。その結果は、市民の方から提起された課題や懸念などに対する「対応の方針」(素案)として平成21年1月に国・東京都から公表されました。

この「対応の方針」(素案)には、外環計画が地域に与える影響を極力軽減し、周辺のまちづくりを進めるうえで基本となる内容が含まれていますが、さらに市民意見を反映し、より具体的な「対応の方針」とする必要があることから、市では、要望書を3月に国・東京都に提出しました。

また、三鷹市独自の視点で、外環計画全体が周辺のまちづくりと連携したまちづくりになるよう、様々な視点から調査・検討を行いました。

4 自転車道等のモデル路線整備

(道路交通課)<「施政方針」掲載事業>

国の自転車通行環境に関するモデル地区事業として、市道第392号線(かえで通り)における自転車道の整備を平成20年度から平成21年度の2か年で実施します。今回の整備により、歩行者・自転車・自動車の通行帯が分離され、歩行者・自転車は安心して安全に通行することができるようになります。

(目標指標:自転車道720m[整備率45%]の整備を行います。)

達成状況

国の自転車通行環境に関するモデル地区事業として自転車道の整備を行いました。自転車道の整備は、全国的にも開始されたばかりの事業であることから技術的な課題や法規制上の課題が多数あり、警視庁等とも継続的に協議を行い、武蔵野市境の120mについて平成21年度に整備することとしました。その結果600m(37.5%)の整備が完了し、安心して安全に通行できる道路環境の創出を図ることができました。

5 三鷹駅南口中央通り東地区再開発事業の支援(都市再生機構との連携強化)

(まちづくり推進課)

<「施政方針」掲載事業>

地元からの要請を受けて、文化劇場跡地を所有する都市再生機構との連携を強化し、三鷹駅南口中央通り東地区(三鷹センター周辺・文化劇場跡地)の再開発が三鷹駅南口周辺地区の核となり、当該地域及びその周辺地域の活性化が図られるよう、地元の合意形成の支援及び都市計画決定に向けた取り組みを推進していきます。

(目標指標:高度利用地区・市街地再開発事業の都市計画案の検討)

達成状況

当該地区においては、最大の地権者であるUR都市機構を中心とした関係地権者が市街地再開発事業に向けて取り組みました。高度利用地

区と市街地再開発事業の都市計画決定は、地元地権者の事業推進の合意形成が不十分であることから、手続きまで至っていない状況ですが、引き続き早期事業化を目指し支援していきます。

6 「下水道再生計画(下水道地震対策整備計画)」策定と推進(下水道課)

<「施政方針」掲載事業>

平成 16 年 10 月に発生した新潟県中越地震では、阪神淡路大震災以来ともいえる大規模な被害を下水道施設にもたらしたことから、緊急性の高い地震対策を早急に実施するため、平成 18 年度に国庫補助事業として「下水道地震対策緊急整備事業」が創設されました。これを活用して「下水道地震対策整備計画」を策定し、平成 21 年～25 年の5か年で下水道地震対策を緊急かつ重点的に推進します。

なお、防災拠点の機能強化の観点から「地域防災計画」と整合を図りながら進めていきます。

(目標指標:「下水道再生計画(下水道地震対策整備計画)」を策定します。)

達成状況

震災時に下水道が最低限有すべき機能を確保するための施設の耐震化と被災した場合の下水道のバックアップ対策をあわせて推進するため、平成 21 年3月に「下水道再生計画(下水道地震対策整備計画)」を策定しました。

この計画に基づき、平成 21 年度から防災拠点等と下水処理施設を結ぶ管渠や、緊急輸送道路及び避難路の下に埋設されている管渠の耐震化等を推進します。

7 みたかバスネットの推進(道路交通課)

<「施政方針」掲載事業>

コミュニティバス事業基本方針に基づき、平成 20 年度は平成 19 年度に引き続き、第2期改善対象の北野、新中、三鷹台及び西部ゾーンを中

心に、準路線バス化を視野に入れながら見直しを行っていきます。見直し後は、利用状況等の分析により、利便性の向上について客観的な検証を行い、さらなる改善につなげていきます。また、新たなコミュニティバスの運行に向けた計画を策定します。

(目標指標:平成 20 年度以降も引き続き、見直しの必要性が高いルートから、順次、具体的な事業展開を推進するとともに、改善対象ゾーンの検証を行います。)

達成状況

準路線バス化を視野に入れた北野ルートの改善見直し案を、住民説明会で提示することができました。今後は、説明会での意見と要望を検討する中で、運行開始を目指します。新川・中原ルートの新規運行計画は、バス事業者との合意書に基づいて推進しました。現在、道路の幅員について警視庁と調整を図り、早期の運行実施を目指しています。また、コミュニティ活動支援型の新たなコミュニティバスのあり方についても計画策定を進めており、平成 21 年度の試験運行を目指しています。三鷹台・西部の各ルートについては、見直しルート案を複数計画し検討しています。今年度に設置した地域公共交通会議では、「総合的な交通計画」の策定、みたかバスネットの推進、法定協議会への移行等について、今後、協議を積み重ねて、さらに都市交通の充実を推進していきます。

8 三鷹台駅前周辺のまちづくりの推進(まちづくり推進課・道路交通課)

<「施政方針」掲載事業>

平成 19 年8月にまちづくり推進地区の指定をしました。今年度は、安全で快適な歩行空間の確保や商業の活性化に配慮した三鷹台駅前周辺地区整備基本計画の平成 21 年度策定に向けて、都市計画道路の変更に向けた検討を進めるとともに、地域住民や地権者等の意向を把握するための調査を行い、三鷹市まちづくり条例の規定に基づく「まちづくり推進地区整備方

針」策定に向けた検討を進めます。

地域のまちづくり活動については、引き続き、株式会社まちづくり三鷹とともに支援を行っています。

また、市道第 135 号線(三鷹台駅前通り)整備については、三鷹台まちづくり協議会からの「三鷹台駅前通りへの歩道設置に係る緊急提言」を踏まえ、早急に事業実施の必要性がある区域(三鷹台駅前交番～立教女学院区間、延べ延長約 200m)について、バリアフリーに配慮した歩行空間の整備に向けた用地取得を行います。

(目標指標:まちづくり推進地区整備方針策定の検討、市道第 135 号線(三鷹台駅前通り)用地買収 80.3 m²(全体取得面積の 15.5%)を目指します。)

平成 19 年度からの繰越明許分は除いてあります。

達成状況

三鷹台駅前周辺地区について、まちづくり条例の規定に基づく「まちづくり推進地区整備方針」の策定に向け検討を進めています。平成 20 年度は、三鷹台まちづくり協議会より市へ提案書の提出がありましたが、都市計画道路三鷹 3・4・10 号線の都市計画変更時間に時間を要していることなどから、整備方針の策定までには至りませんでした。引き続き同協議会をはじめ、地権者や商店会など地域住民の意向を的確に捉えながら、株式会社まちづくり三鷹とともに支援を行い、整備方針の策定に向けて取り組んでいきます。

また、市道第 135 号線(三鷹台駅前通り)整備については、「市道第 135 号線(三鷹台駅前通り)緊急整備方針」に基づき、早急に整備が必要な区間をバリアフリーに配慮した歩行空間として整備するため、用地の取得に向けた交渉を行いました。

平成 20 年度は、当初用地取得を予定していた地権者との交渉が難航し取得が困難となったため、取得用地を変更し事業実施の遅れが生じないように交渉にあたりました。その結果 1 か所

(66.81 m²・全体取得面積の 12.9%)の契約を行うことが出来ましたが、年度内での引き渡しは困難となったため、繰越明許を行いました。

9 都市型水害対策事業等の推進

(下水道課) <「施政方針」掲載事業>

集中豪雨による「都市型水害」に対応するため、中原地区の雨水管等の整備を行うとともに、平成 18 年度に行った「都市型水害対策に係る雨水流出解析業務」の結果を受け、井の頭地区においても貯留管及びバイパス管の整備を行います。また、北野地区烏山幹線の警戒水位情報を提供するためのテレメータ等を設置し、非常時に迅速な対応を図ります。

このほか、平成 19 年度に引き続き、「合流式下水道改善事業」として道路雨水貯留浸透施設の設置を行います。

(目標指標:中原地区の雨水管等の整備 2,800 m、道路雨水貯留浸透施設の設置 1,900m、北野地区烏山幹線テレメータ等の設置、井の頭地区の貯留管 50 m³及びバイパス管 230mの整備を行います。)

達成状況

中原地区の都市型水害対策として、雨水管等の整備(延長 2,160m)を実施しました。

また、合流式下水道改善事業として、道路雨水貯留浸透施設の設置(延長 1,924m)を実施しました。井の頭地区の貯留管等整備事業は計画の変更により 60 m³(延長 96m)を整備し、平成 21 年度も引続き工事を行います。

さらに、北野地区の烏山ゲートテレメータ等設置工事についても計画どおり設置しました。

10 木造住宅耐震診断・改修助成事業の推進(まちづくり推進課)

<「施政方針」掲載事業>

木造住宅の耐震診断助成制度及び耐震改修助成制度について、平成 19 年度に抜本的な見直しを行い、平成 20 年 4 月から新たな助成制度としてスタートしました。

この新たな助成制度を市民に周知するため、広報、ホームページへの掲載をはじめ、建築関連事業者のイベントなどでパンフレットの配布を行い、耐震診断や耐震補強等の重要性と必要性を理解していただき、災害に強いまちづくりの推進を図ります。

(目標指標:耐震助成事業の利用件数について、耐震診断助成制度 60 件、耐震改修助成制度 30 件を目標にPRに努めます。)

達成状況

事業の周知を図るため、広報に4回掲載し、その内1回は他の耐震関連事業を行っている部署と連携して、紙面を大きく使ったPRを行いました。また、ホームページの総合サービス案内に1年を通して掲載すると同時に、お知らせにも3回掲載しました。さらに、住宅デーなど建築関連事業者等によるイベントでは、各助成制度のパンフレットをそれぞれ410部ずつ配布しました。

耐震助成事業の利用件数については、耐震診断 35 件(一般診断 29 件・簡易診断6件)、耐震改修 16 件(耐震基準を満たす改修4件・簡易改修 12 件)でした。

11 安全安心な橋梁の整備

(道路交通課)<「施政方針」掲載事業>

平成 18 年度に実施した橋梁現況調査の結果に基づき、老朽化している「新橋」及び「宮下橋」について、安全性と耐久性の確保を図るための架替工事に向けて、基本設計等を実施していきます。

なお、この2橋は、国の史跡に指定された玉川上水に架かる橋梁であるため、周辺環境との調和を図るとともに、関係機関、関係団体等との調整を図りながら進めていきます。

(目標指標:橋梁の基本設計及び協議資料の作成を行います。)

達成状況

平成 20 年度は、橋梁(新橋・宮下橋)架け替えに向けた東京都、文化庁及び環境団体等多く

の関係者との協議及び調整に取り組んできました。その結果、当初計画通りのスケジュールで協議及び調整が順調に進捗し、これらの結果を反映した基本設計が完了しました。

12 バリアフリーのまちづくりの推進

(道路交通課)<「施政方針」掲載事業>

平成 15 年度に確定したバリアフリーのまちづくり基本構想に基づき、歩行空間のバリアフリー化に積極的に取り組んでいきます。

重点整備地区であるJR三鷹駅周辺地区におけるバリアフリー化整備として、市道第 517 号線歩道部の段差解消及び視覚障がい者用誘導ブロックの改善等を行い、道路のバリアフリー化を図ります。

また、さらなるバリアフリー化の充実という観点から、歩道やその沿道にベンチを設置する「ベンチのあるみちづくり」を推進します。

(目標指標:重点整備地区であるJR三鷹駅周辺地区の市道第 517 号線(特定経路)のバリアフリー化整備(延長 80m)を行います。また、市内の要望箇所等に「ほっとベンチ」35 基の設置を目指します。)

達成状況

バリアフリーのまちづくり基本構想に基づき、誰もが安全で安心して利用できる道路空間の整備を行いました。

具体的な整備としては市道第517号線歩道部の段差解消及び視覚障がい者用誘導ブロックの改善等を行いました。

また、市民、事業者と協働で「ベンチのあるみちづくり」事業を推進したことにより、多数の方々から事業への協力が得られました。

その結果、市道第 517 号線及び牟礼コミュニティ通りのほか、市内の拠点箇所、要望箇所に合計 35 基の「ほっとベンチ」を設置し、バリアフリー化を推進しました。

**13 緑と水の拠点・ルート整備(サイン
整備・大沢の里の整備)(緑と公園課)**

<「施政方針」掲載事業>

緑と水の3大拠点の一つである大沢の里について、野川左岸部分の基本設計及び野川右岸にある水車「新車(しんぐるま)」の稼働に向けた水循環施設の実施設計を行います。また、大沢緑地の崖線下の拡張用地について、修景整備を実施します。

回遊ルートサインの整備として、平成19年に策定した「緑と水の回遊ルートサイン整備計画」に基づき案内板を設置します。

(目標指標:大沢緑地の整備 477.7 m²、案内板の設置5基)

達成状況

大沢の里公園の野川左岸部分の整備プランについて検討するとともに、野川右岸にある水車「新車(しんぐるま)」の稼働に向けた水循環施設の実施設計を行いました。また、大沢緑地の崖線下部分について、芝生の広場を中心に植栽や野草の花壇等の整備を行いました。

サイン整備としては、丸池の里や井の頭コミュニティ・センター、井口コミュニティ・センター等に5基の案内板を設置しました。

水道部の 「運営方針と目標」の達成状況

業 務 課

工 務 課

水道部長 山本 博章

1 部の使命・目標に関する認識

部の使命・目標

水は我々の日々の生活にとって欠くことのできないものです。三鷹市の水道事業も平成 14 年度の都営水道への統合(一元化)から 7 年目を迎え、東京都水道局との連携をより一層図りながら、いかなるときでも安全で良質な水を安定して供給できるよう努めます。

各課の役割

水道部は、業務課、工務課の 2 課で構成されています。

業務課では、受託水道事業に係る財務事務等に関する東京都水道局との連絡調整や水道の使用・中止の受付と料金の収納に関する事務などを担当しています。

工務課では、原水から水道水をつくり、市内に供給するための原浄水施設の維持管理や配水管網の整備等を担当しています。

2 部の経営資源(平成 20 年 4 月 1 日現在)

職員数

職員数

水道部職員 32 人

職員比率(正規職員)

水道部 32 人 / 市職員 1,047 人

職員比率 約 3.1%

予算規模

予算規模

平成 20 年度水道部予算額

受託水道事業特別会計

1,885,549,000 円

その他人件費等の総務部配当予算額を加えた特別会計予算額

受託水道事業特別会計

2,220,024,000 円

実施方針

安全で良質な水の安定供給

水道水の安定供給に向けて災害に強い配水管網の整備を図るため、経年管(配水管)の解消を引き続き推進します。

また、良質な原水を安定的に確保するため、統廃合を含めた深井戸の適正な維持管理に取り組むとともに、水道水を安心して蛇口から直接お客さまに飲んでいただくことを目指し、東京都水道局が進める蛇口回帰に向けた「安全でおいしい水プロジェクト」を一層効果的に推進していきます。

東京都水道局が東京の水道水を「東京水」と名づけて推進するプロジェクト。国が定める水質基準のほかに独自の基準を設定したきめ細かな水質管理や浄水場への高度浄水処理の導入促進、古い水道管の取り替えや貯水槽水道対策、残留塩素低減化の取り組みなどにより安全でおいしい水の供給を目指しています。平成 19 年度からの3か年計画「東京水道経営プラン 2007」では、蛇口回帰に向けた取り組みとして、その一層の推進を掲げています。

漏水防止対策の推進

貴重な水資源を有効に活用し、より効率的な給水を行うために、漏水防止対策をさらに推進します。平成 16 年度から順次設置している区画量水器を用いた夜間における最小流量測定などによる漏水調査を行います。

東京都水道局との連携

水道事業は事務委託方式で行われているため、事務事業の実施に当たっては、東京都水道局との連絡調整が重要となります。特に市の基本計画に掲げている主要事業等の実施に当たっては、事業の必然性などを明確にし、予算の確保に努めます。

また、渇水時などにおける安定給水の確保についても、東京都水道局との連携を密にし、都営水道事業の広域性を生かして対応します。

なお、事務委託方式については、平成 18 年3月に策定した「水道業務移行計画」に基づき、平成 23 年度末までに解消することとしていますが、総合窓口である「多摩お客さまセンター」の市民への周知の徹底、クレジット払い導入のPRなど、お客さま(市民)サービスの充実に取り組み、東京都への円滑な業務移行に努めます。

個別事業とその目標

(個別事業の掲載は、重点課題順となっています。)

1 経年管(配水管)取り替えによる耐震性の向上(工務課)

「施政方針」掲載事業

震災時などにも安定した水の供給が行えるように、主に昭和 47 年度以前に布設された耐震強度の劣る普通铸铁製配水管を平成 23 年度末

までに、より強度の高いダクタイル铸铁管に布設替えします。

(目標指標:3,800mを布設替えし、残存率を4.9%にします。)

達成状況

経年管の布設替えについては、他工事との調整等により当初予定の 3,800m に対し 3,658.3m

と延長は減少したものの、東京都水道局との連携により東京都直轄工事で1,009mを施工し、合わせて4,667.3mの布設替えを行いました。これにより、残存率については、当初の目標とした4.9%が4.6%となりました。

経年管の多くは、都道や市道の主要幹線に布設されているため、今後とも道路管理者や関係機関と調整し、早期の完了を目指します。

2 深井戸の適正な維持管理(工務課)

「施政方針」掲載事業

三鷹市の水道水の約6割に当たる自己水源である深井戸の安定揚水量を維持するため、市内34か所の水源井内の活性化を図るとともに、各々水源井の適正揚水量を確認し、水中ポンプ取り替えによる地下水を主とする水道水の安定供給を行います。

(目標指標: 水源井更生工事2か所、水中モーターポンプ取り替え1か所を行い、揚水水位回復による安定揚水可能な水源井とします。)

達成状況

平成19年度末に取り替え予定ではない水中ポンプが故障したため、優先的に取替工事を行い、当初計画の1か所と合わせて2か所の水中ポンプの取り替えを行いました。

また、水源井2か所の更生工事により井戸スクリーンの目詰まりが解消したことで揚水水位が回復し、水中ポンプを取り替えたことも合わせて一定の揚水量の確保ができました。

なお、平成19年度に掘り替えた3か所の水源井の揚水量を確認したことで、予定していた効率の低い4か所の水源井を廃止し、自己水源である深井戸は30か所となりました。

平成21年度からは、浄水所に係る業務はすべて東京都水道局で行うこととなりますが、引き続き水源井の更生工事及び水中ポンプの取替工事を実施し、併せて、水源井の掘り替えによる統廃合を進めることで、三鷹市における深井戸の適正な維持管理を要望していきます。

3 配水管の新設による配水管網の整備(工務課)

より効率的な配水管網を整備するため、経年管(配水管)布設替え工事に合わせて、隣接する公道や私道の配水管未布設箇所へ新設を行い、配水管網のループ化を進めるとともに、都市計画道路事業の進捗に合わせた新設を進めます。

(目標指標: 4,350mを布設します。)

達成状況

配水管の新設は、経年管の取り替えや道路工事に合わせて、隣接している路線を主に実施していますが、その他の配水管未布設路線にも積極的に布設した結果、計画延長4,350mに対し4,680.1mを布設しました。

配水管未布設路線については、今後とも積極的に取り組み、効率の良い管網整備を行っていきます。

4 大口径給水管の取り替えによる耐震性の向上(工務課)

「施政方針」掲載事業

配水管と給水管の一体的な耐震化を図ることを目的として、口径75mm以上の大口径給水管の中で、耐震強度の劣る普通铸铁管などをより強度の高いダクタイル铸铁管に布設替えします。

(目標指標: 8か所を布設替えします。)

達成状況

当初予定の8か所のうち、1か所については他工事との調整などから、次年度に見送ることとしたため、平成20年度は7か所の施工となりました。

平成21年度は、関連工事等との調整を密にし、効率よく布設替えを進めます。

教育委員会事務局教育部の 「運営方針と目標」の達成状況

教育部長 岩下 政樹 教育部生涯学習担当部長 岡崎 温子
教育部図書館担当部長 八代 誠

総務課	スポーツ振興課
学務課	総合スポーツセンター 建設準備室
指導室	社会教育会館
生涯学習課	図書館

1 部の使命・目標に関する認識

部の使命・目標

いきいきと子どもが輝く教育・子育て支援のまちづくり、創造性と豊かさをひろげる生涯学習・文化のまちづくりを基本目標として、学校教育では、「豊かな心をもち、心身ともに健康で、たくましく生きる『人間力』と『社会力』のある児童・生徒の育成」を指導目標とし、生涯学習では、「いつでも、どこでも、だれでも、そしていつまでも」学ぶことができる生涯学習社会の構築を推進目標としています。

各課の役割

教育委員会事務局教育部は、総務課、学務課、指導室、生涯学習課、スポーツ振興課などで構成され、それぞれ、教育委員会会議、委員会内人事・予算等の総合調整、川上郷自然の村管理運営、教育施設の営繕・維持管理、通学区域、学級編制、学校給食・保健運営、教育相談、就学相談、学校の教育指導の援助、教職員人事、教科書採択、文化財保護、遺跡調査会、学童保育、青少年団体の育成等、生涯スポーツの普及・振興、スポーツ施設の管理・整備、社会教育会館・児童館・子どもひろばの運営、図書館での資料収集・貸出・読書活動推進などの役割を担っています。

2 部の経営資源(平成20年4月1日現在)

職員数

職員数

教育委員会事務局職員 216人

他団体からの派遣職員 2人

計 218人

職員比率(正規職員)

教育委員会事務局 216人 / 市職員 1,047人

職員比率 約 20.6%

予算規模

予算規模

平成20年度教育委員会事務局予算額

一般会計 5,745,056,000円

そのうち人件費を除く事業費の予算額

一般会計 5,256,981,000円

実施方針

コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育校の推進

「三鷹市教育ビジョン」に基づき、コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育校を推進し、どの市立小・中学校においても、子どもたちが安心して質の高い教育を受けられるようにします。コミュニティ・スクールの推進に当たっては、市民にとっての魅力ある市立学校となるために、学校が保護者、地域住民と協議しながら、自律的、主体的に学校運営を進めていきます。あわせて、学校での教育活動や教育効果等の必要な情報が学校内はもとより、学校と保護者や地域住民の間で共有される体制をつくります。

教育支援の充実

「三鷹市教育支援プラン」に基づき、子どもの成長段階に応じて、かかわる教育機関間の連携教育を推進し、教育機関と福祉、保健、医療等の専門諸機関との密接な連携を進めます。あわせて、家庭や地域社会との連携により、子どもの成長を支援する連携教育を充実させ、乳幼児期から15歳の義務教育の修了まで、安心して子どもを育てられる環境をつくります。

安全で快適な教育環境の充実

学校施設の安全性を向上させ、地域防災拠点とするため、耐震補強工事等を推進するとともに、ヒートアイランド現象の緩和や砂飛散防止等のため小学校の屋外運動場の芝生化等を推進します。また、老朽化した給水管改修にあわせ、児童に安全でおいしい水の供給を図るため、水飲栓直結工事を行います。さらに、教員の業務の効率化・情報セキュリティの向上を図るため、コンピュータ等の配置と教育ネットワークの環境整備に取り組み、学校・家庭・地域の情報共有の推進を図ります。

生涯学習施策の充実

「みたか生涯学習プラン 2010」に基づいた生涯学習事業に引き続き取り組みます。また、「三鷹市子どもコミュニティ推進計画」に基づく、全小学校を拠点とした放課後の子どもの居場所づくり事業を推進するとともに、学童保育所の待機児童の解消などの児童青少年施策に取り組みます。また、「武蔵野(野川流域)の水車経営農家」や大沢二丁目古民家(仮称)の整備など地域文化財の保存・活用を図るためエコミュージアム事業を推進します。

市民スポーツ活動の推進

市民の健康・体力の増進を図り、「スポーツを生涯の友に」を目標に、豊かなスポーツライフを推進するために、地域スポーツ活動の振興と組織づくり、総合型地域スポーツクラブの拡充、指導者の養成と充実、施設の円滑な運営と整備の充実、スポーツ情報予約管理システムの運用、大沢総合グラウンドの整備等に取り組みます。また、総合スポーツセンター(仮称)については、その建設地や施設のあり方及び民間活力の導入を含めた整備手法について検討を進めます。

南部図書館(仮称)の整備と効率的な図書館の管理・運営

新川・中原地域に整備する予定の南部図書館(仮称)について、財団法人アジア・アフリカ文化財団との協働により、特色ある地域図書館として計画期間内の整備に向けた基本プランの作成に取り組む等、検討を進めます。また、図書館の新しい資料情報管理システムであるICタグを導入し、ICT(情報通信技術)環境の整備に取り組むとともに、効率的な図書館の管理運営形態について総合的に検討し、市民サービスの向上を図ります。

個別事業とその目標

(個別事業の掲載は、重点課題順となっています。)

1 小・中一貫教育校の推進(指導室)

「施政方針」掲載事業

義務教育9年間の一貫カリキュラムのもと、基礎・基本の確実な定着と個性・能力の伸長及び児童・生徒の健全育成を充実させ、人間力と社会力をはぐくむ教育の実現を目指します。また、保護者や地域住民等が学校運営に積極的に参画する「コミュニティ・スクール」を取り入れた学校づくりを進めます。

三鷹市立小・中一貫教育校「にしみたか学園」の実践と検証を踏まえ、今年度開園した「連雀学園」(第四小学校、第六小学校、南浦小学校、第一中学校)、「東三鷹学園」(第一小学校、北野小学校、第六中学校)、「おおさわ学園」(大沢台小学校、羽沢小学校、第七中学校)の10校に加え、第三中学校区(第五小学校、高山小学校、第三中学校)、第四中学校区(第三小学校、第七小学校、第四中学校)、第五中学校区(中原小学校、東台小学校、第五中学校)が、来年度の開設に向けた準備を進め、平成21年度に小・中一貫教育校の全市展開を推進していきます。

また、学習指導要領の改訂に伴い、三鷹市小・中一貫カリキュラムの全面改訂を行います。(目標指標:「にしみたか学園」を始め既設の小・中一貫教育校の実践を検証するとともに、保護者や地域住民が積極的に学校運営に参画する「コミュニティ・スクール」を基盤とした小・中一貫教育校の全市展開と教育内容の充実を推進します。)

達成状況

「にしみたか学園」(平成18年度開園)、「連雀学園」、「東三鷹学園」、「おおさわ学園」(平成20年度開園)の4つの中学校区において、人間力と社会力をはぐくむ教育の実現を目指し、小・中一貫教育の推進・充実を図っています。

また、学校・家庭・地域が当事者意識をもって、ともに手を携えて児童・生徒の教育や学校運営

に参画していくシステムを構築していくために、平成20年度に、市内の公立小・中学校22校すべてを学校運営協議会を設置するコミュニティ・スクールとして指定しました。

さらに、三鷹市立小・中一貫教育校のモデル校である「にしみたか学園」の実践と検証、「連雀学園」、「東三鷹学園」、「おおさわ学園」の実践等を踏まえ、「三鷹の森学園」(第五小学校、高山小学校、第三中学校)、「三鷹中央学園」(第三小学校、第七小学校、第四中学校)、「鷹南学園」(中原小学校、東台小学校、第五中学校)の小・中一貫教育校の開設準備を進めました。このことにより予定どおり平成21年度に、三鷹市のすべての公立小・中学校が、小・中一貫教育校になります。

あわせて、平成20年3月に文部科学省から告示された新しい学習指導要領に対応した三鷹市小・中一貫カリキュラムについて、すべての教科等にわたり全面改訂作業を行いました。

今後は、この改訂小・中一貫カリキュラムに基づき義務教育9年間を見通した系統性と連続性のある学習指導を行っていきます。

2 東台小学校の建替え(総務課)

「施政方針」掲載事業

児童及び教職員の安全性・快適性の向上を図り、校舎の耐震性を確保し地域防災拠点としての安全性を高めるため、平成23年度竣工を目指して東台小学校の建替えを行います。平成20年度は、仮設校舎の整備及び新校舎の設計業務を行います。

(目標指標:東台小学校の仮設校舎へ移転及び既存校舎の解体を行い、新校舎設計業務を完了します。)

達成状況

東台小学校の建替事業は、仮設校舎への移転を10月に行い、新校舎設計業務を平成21年

3月に完了しました。また、東台小学校既存校舎解体工事についても、当初計画通り工事に着手し、平成21年7月の完了に向け解体工事を進めました。

なお、新校舎建設については、平成23年8月竣工を目指した3年度にまたがる工期の予定でしたが、設計時に工期設定の見直しを行い、平成23年3月竣工予定の、2年度で完成させる計画とし、工期の短縮を図りました。

3 学校の耐震補強工事の実施(総務課)

「施政方針」掲載事業

安全な学校環境の整備を推進し、地域の防災の拠点化を図るため、第七小学校・大沢台小学校・南浦小学校の耐震補強工事を実施します。あわせて、耐震化率をできるだけ早期に引き上げるため、第五中学校の耐震補強工事に向けた実施設計に加え、第三小学校、第一中学校の実施設計を前倒しで行います。なお、耐震補強工事については、耐震診断を踏まえ緊急度、優先度が高い学校施設について、引き続き早期に耐震補強工事に取り組みます。

(目標指標:平成20年度に全校耐震化率78.5%を目指します。)

達成状況

第七小学校(第一期工事)・大沢台小学校(第一期工事)・南浦小学校(第二期工事)の耐震補強工事を実施しました。また、第三小学校・第一中学校・第五中学校の耐震補強実施設計を実施しました。

第七小学校耐震補強第一期工事は、入札が当初不調になったことから工事規模の見直しを行い、体育館補強工事を除く内容に変更しました。

第三小学校校舎については、平成21年度からの耐震補強工事の実施に向けて詳細な調査を行ったところ、工事の大規模化・長期化が予想されること、施設の老朽化への対応が必要なことなどを総合的に検討した結果、建替工事(平成24年度竣工予定)を行うこととしました。

第五中学校体育館については、耐震補強実施設計における調査の結果、老朽化が進行していることなどから、平成23年度竣工を目指して建替えに取り組むこととしました。

(達成状況:平成20年度までの全小・中学校耐震化率77.2%)

4 南部図書館(仮称)の整備に向けた検討(図書館)「施政方針」掲載事業

財団法人アジア・アフリカ文化財団との覚書を踏まえ、南部図書館(仮称)の整備について検討を進めます。具体的には、南部図書館(仮称)の整備に向けた施設、機能、管理運営形態、図書館サービスのあり方等、新しい図書館づくりに向けて基本プランの作成に取り組みます。

(目標指標:南部図書館(仮称)について、計画期間内の整備に向けた基本プランの作成に取り組みます。)

達成状況

南部図書館(仮称)の整備に向けて、財団法人アジア・アフリカ文化財団(AA財団)との協働により検討を進めましたが、AA財団の公益法人制度改革への対応が課題となり、基本プランの作成には至りませんでした。

今後も引き続き、AA財団及び市と情報交換を密にしつつ、基本プラン作成の検討を進めていきます。

5 教育支援プランの推進(学務課)

「施政方針」掲載事業

平成19年度から本格実施となった特別支援教育については、教育支援プランに基づき、推進体制の整備、各種研修の実施・充実を図り、幼児・児童・生徒一人ひとりのニーズにあった支援を推進します。

教育支援の推進のため、各中学校区の教育支援学級は教育支援を推進するセンターとして位置づけ、体制の充実を図ります。あわせて教育支援学級の大規模化解消のため、教育支援学級の計画的設置を図ります。平成21年4月に

第七小学校及び第三中学校に教育支援学級(固定制)を開設するため、各3学級規模の整備と施設改修を行います。

(目標指標:「教育支援プラン」に基づき、推進体制を整備するとともに、平成21年4月に第七小学校及び第三中学校に教育支援学級(固定制)を開設するため、各3学級規模の整備と施設改修を行います。)

達成状況

三鷹市教育支援プランを円滑に推進するため、教育支援運営委員会に3部会を設置して、教育支援プランの推進方策の検討、教育支援コーディネーターの活動支援、通常学級への支援方策の検討をし、さらに児童・生徒に対する個別の教育支援計画、個別指導計画を作成するに当たってのガイドラインを検討・作成しました。校長、副校長、主幹教諭等への研修会を実施したほか、小・中学校全22校で教育支援プラン校内推進研修会を実施しました。また、教育支援コーディネーター、教育支援学級教員等への研修には延べ370人の参加がありました。

なお、平成21年4月に、計画どおり第七小学校教育支援学級(固定制知的)1学級を開設し、第三中学校教育支援学級(固定制知的・肢体)各1学級も開設しました。

6 教育ネットワークの利活用の推進

(総務課)「施政方針」掲載事業

校務事務の効率化、情報セキュリティの向上を図るため、市立小・中学校の教員用パソコンを一人1台体制となるよう配置拡充を行います。あわせて、校務処理用ソフトウェア・グループウェアの導入を行います。また、教育ネットワークの環境整備を行い、情報セキュリティの向上を図ります。

さらに、小・中一貫教育の一層の推進とこれを支えるコミュニティ・スクールの取り組みの推進を図るため、地域と学校との間の情報交換の場としての地域SNSの利活用に取り組みます。

(目標指標:教員用コンピュータの拡充と校務用

ソフトウェア・グループウェアの導入を図ります。地域SNSの利活用に取り組みます。)

達成状況

教員用パソコンを一人1台となるよう拡充配置しました。また、教育ネットワークの環境整備を行い、情報セキュリティの向上に努めました。

これにあわせて、グループウェア機能も持つ校務事務用ソフトウェアの導入を行い、平成21年度からの利用に向けた準備を行いました。

さらに、地域と学校との間の情報交換の場としての地域SNSの利活用に向け、検討を進めました。

7 大沢総合グラウンド整備事業(スポーツ振興課)「施政方針」掲載事業

昭和51年に暫定スポーツ施設として開場した大沢総合グラウンドについて、東京都の公園整備計画にあわせて、三鷹市・調布市・東京都の3者協議に基づき、テニスコート整備工事と野球場等実施設計を行います。

また、整備期間中の代替施設の確保と必要に応じた施設の改修を行います。

(目標指標:テニスコート整備工事と野球場等の実施設計を年度内に完了します。また、代替施設の改修工事を年度内に完了します。)

達成状況

テニスコートの整備工事は、順調に進み年度内に完了し、平成21年4月にオープンしました。野球場等の実施設計については、施設利用団体等からの意見を聴きながら作成に取り組みました。また、グラウンド整備期間中の代替施設の一部として、三中ミニグラウンドの改修工事を行い、少年サッカー場として開放しました。

その他の代替施設については、民間体育施設などの借上げで一定の確保をしました。さらに、有料民間体育施設などの利用時における助成制度を整備しました。

8 図書館の新資料情報管理システムの導入(図書館)「施政方針」掲載

図書館は生涯学習活動を推進するとともに、地域の情報センターとしての機能強化が求められています。新しい資料情報管理システムであるICタグを導入し、ユビキタス・コミュニティの環境整備に取り組むとともに、図書館の管理運営形態に関して、業務やサービス目標、職員の適正配置等の見直しの検討を行います。

(目標指標:所蔵資料のすべてにICタグを貼付します。また、管理運営形態を見直し、市民のサービス向上に取り組みます。)

達成状況

計画どおりICタグ貼付が完了し、平成21年1月8日から全館リニューアルオープンすることができました。このことにより、図書の予約・貸出・返却など手続きの効率化が図られ、図書館の利用者は前年度比で約8%、資料の予約数は約90%の大幅な増加となりました。

また、図書館の管理運営形態を総合的に見直し、平成21年4月から職員定数3名減を達成しました。

9 学校の校庭芝生化の実施(総務課) 「施政方針」掲載事業

ヒートアイランド現象の緩和など、環境負荷の少ない快適な学校環境を創出するため、校庭芝生化整備を実施するとともに、学校と地域が協働して芝生の維持をしていくことで環境教育の推進を図ります。また、芝生化の事業効果を把握するため、気温及び湿度の観測を実施します。

(目標指標:第一小学校の校庭芝生化を実施し、北野小学校校庭芝生化実施設計を行います。)

達成状況

平成20年度学校の校庭芝生化事業は、第一小学校の設計・整備及び北野小学校の設計が当初計画通り完了し、第一小学校及び北野小学校に芝生の維持管理組織が設立されました。

第一小学校では平成21年3月末に校庭芝生化工事が完了したので、平成21年度からは維持管理組織を中心とした芝生維持管理が開始されます。また、芝生化の事業効果を把握するため、気温及び湿度の観測を開始します。

10 七小学童保育所の整備事業 (生涯学習課)「施政方針」掲載事業

七小学童保育所は、建設後27年が経過し老朽化しているため、第七小学校敷地内に建替え、定員を60人から80人に増やします。また、児童の通所時の安全確保を図ることができると同時に地域子どもクラブとより一層の連携を図ることが可能となります。

(目標指標:定員を現在の60人から80人にします。)

達成状況

第七小学校から離れている七小学童保育所を同小学校敷地内に建設・移転し、児童の通所・退所時の安全を確保しました。また、定員についても60人から80人に拡充しました。建設にあたっては、学童保育所父母会、第七小学校、三鷹市社会福祉協議会から意見・要望を聴き、取り組みました。

開所に先立ち平成21年3月3日に開所式を行い、3月9日より新しい学童保育所にて保育を開始しました。また、同学童保育所の2階には地域子どもクラブが利用できる会議室を設け活用を図ります。さらに、同学童保育所の保育室が未使用の時は、第七小学校に平成21年4月に開級した教育支援学級(さくら学級)の児童が使用できるよう、施設の有効活用を進めます。

11 学校給食の充実と効率的運営 (学務課)

学校給食の充実と効率的運営を図るため、引き続き小・中学校4校での調理業務の民間委託を継続して行います。また、教育委員会事務局内に設置した「学校給食調理業務委託検証委員会」で民間委託業務の実施状況を検証し、学

校給食の円滑な運営を推進します。その検証結果を踏まえ、今後、さらに調理業務の民間委託の推進を図ります。

(目標指標:学校給食調理業務の民間委託を推進します。)

達成状況

学校給食調理業務の民間委託の実施状況について、「学校給食調理業務委託検証委員会」で検証を進めてきましたが、6月にその検証報告書が提出されました。その結果、安全でおいしい給食が提供され、概ね順調に運営されているとの評価をいただきました。

この報告を踏まえ、平成21年4月から、新たに第六小学校で給食調理業務委託を実施し、委託校は計5校となりました。

今後も、安全でおいしい学校給食を提供するため、委託する学校ごとに設置している、「学校給食運営協議会」において、児童・生徒、保護者の意見も反映させながら、学校給食の充実を図ります。